

珠洲市地域防災計画
一般災害対策編

令和3年10月1日修正
珠洲市防災会議

沿革

昭和44年 1月 日作成
昭和52年 3月 日修正
昭和54年 3月 日修正
昭和62年 5月29日修正
平成 4年 7月 6日修正
平成 5年 6月10日修正
平成 6年 6月 9日修正
平成 7年 6月12日修正
平成 8年 6月10日修正
平成10年 2月 5日修正
平成15年 6月18日修正
平成16年 6月23日修正
平成17年 6月21日修正
平成18年 7月13日修正
平成19年 7月 2日修正
平成20年 6月25日修正
平成21年 6月26日修正
平成22年 6月11日修正
平成23年 6月 2日修正
平成24年 6月 4日修正
平成25年 6月12日修正
平成26年 6月16日修正
平成27年 8月28日修正
平成28年 6月10日修正
平成29年 6月 9日修正
平成30年 6月 8日修正
令和 元年 6月 7日修正
令和 3年10月 1日修正

珠洲市地域防災計画（一般災害対策編）目次

第1章 災害予防計画	1 - 1
第1節 防災知識の普及	1
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	4
第3節 自主防災組織の育成	7
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	9
第5節 防災訓練の充実	11
第6節 防災体制の整備	13
第7節 通信及び放送施設災害予防	16
第8節 水害予防	17
第9節 風害予防	20
第10節 雪害予防	21
第11節 消防力の充実、強化	22
第12節 避難体制の整備	25
第13節 要配慮者対策	28
第14節 緊急輸送体制の整備	30
第15節 医療体制の整備	32
第16節 健康管理活動体制の整備	34
第17節 こころのケア体制の整備	35
第18節 食料及び生活必需品等の確保	36
第19節 農林水産災害予防	38
第20節 干ばつ災害予防	41
第21節 防災パトロール	42
第22節 建築物等災害予防	43
第23節 公共施設災害予防	45
第24節 地盤災害予防	51
第25節 防災資機材等の点検整備	55
第2章 災害応急対策計画	2 - 1
第1節 初動体制の確立	1
第2節 事前措置及び応急措置	10
第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準	12
第4節 災害予警報の伝達体制	20
第5節 災害予警報別の伝達	21
第6節 災害情報の収集・伝達	27
第7節 通信手段の確保	33
第8節 消防防災ヘリコプターの活用	36
第9節 災害広報	38
第10節 消防活動	40
第11節 自衛隊の災害派遣	43
第12節 避難誘導等	48
第13節 要配慮者の安全確保	54

第14節	災害医療及び救急医療	56
第15節	健康管理活動	58
第16節	救助・救急活動	60
第17節	水防活動	61
第18節	災害救助法の適用	62
第19節	災害警備及び交通規制	65
第20節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	72
第21節	ライフライン施設の応急対策	74
第22節	公共土木施設等の応急対策	77
第23節	給水活動	79
第24節	食料の供給	82
第25節	生活必需品の供給	84
第26節	障害物の除去	85
第27節	輸送手段の確保	86
第28節	こころのケア活動	87
第29節	防疫、保健衛生活動	88
第30節	ボランティア活動の支援	89
第31節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	91
第32節	住宅の応急対策	94
第33節	文教対策	96
第34節	木材流出防止対策	99
第35節	農林水産物災害応急対策	100
第3章	復旧・復興計画	3-1
第1節	公共施設災害の復旧	1
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	3
第3節	災害復旧資金	5
第4節	被災者への支援	6
第5節	被災者の生活確保のための緊急措置	8
第6節	災害義援金及び義援物資の配分	10
第7節	復興計画	11
第4章	複合災害対策	4-1
第1節	基本方針	1
第2節	災害予防対策	1
第3節	災害応急対策	2
第4節	災害復旧対策	2

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 基本方針

災害対策は人的被害防止を最優先とし、市、県及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

2 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 珠洲市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 災害危険区域、避難場所等の情報
- カ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を

作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 災害危険区域、避難場所等の情報
- キ その他災害対策に必要な事項

4 住民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じた普及
教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。
- イ 広報媒体等による普及
 - (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
 - (イ) 新聞、雑誌による普及
 - (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
 - (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
 - (オ) 広報車の巡回による普及
 - (カ) 図画、作文等の募集による普及
 - (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
 - (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- ウ 社会教育施設の活用を通じた普及
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 市民及び事業所のとるべき措置
- エ 要配慮者に対する配慮

- オ 自主防災組織の活動
- カ 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動
- キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
- ク その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

(1) 市は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 市民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。

平常時の心得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置
	○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。
	○ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。

(2) 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、わが身の安全を図る。 ○ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○ 外出は見合わせる。 ○ あわてて外に飛び出ず、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○ すばやく火の始末 ○ 火が出たら隣近所で初期消火 ○ 浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○ 避難は歩いて、荷物は少なく。 ○ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○ 協力しあって応急救護
--------	--

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市との協定の締結に努める。
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。
---------------	--

(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
--------	---

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、珠洲市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、珠洲市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

1 基本方針

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。市は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、市は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 防災資機材の備蓄及び管理 ○ 地域における避難行動要支援者の把握 ○ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止、初期消火活動 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 避難所運営の実施及び協力 ○ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○ 避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながらねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を収容する施設にあっては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

1 基本方針

(1) 災害による被害の拡大を防止するため、県、市及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、珠洲市社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、市の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び関係機関は、災害時において防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、市は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、珠洲市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても

町会(自治会)、民生委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

- (2) 市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。
- (3) 市及び日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。
- (4) 市は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第5節 防災訓練の充実

1 基本方針

市及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、市及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 防災訓練計画

市、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策について、これを実地に行う。

ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

- (ア) 災害情報等の通信訓練
- (イ) 災害応急対策従事者の動員訓練
- (ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 住民・自主防災組織の防災訓練

大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、住民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

市は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第6節 防災体制の整備

1 基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 市の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

市は災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

市は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的

な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 受援計画の策定等

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(7) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参事させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分

配慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 事業継続力強化支援計画の策定促進

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 通信及び放送施設災害予防

1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 通信用施設設備の整備

(1) 市の整備

ア 市は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(3) 応急用資機材の整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実に努め、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的を実施する。

(4) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

第8節 水害予防

1 基本方針

水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。

また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画及び珠洲市水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

さらに、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（若山川）及び指定海岸（能登内浦沿岸）に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 ダムの操作

ダム管理者は、洪水調節等について当該ダム等の操作規則又は操作細則の定めるところにより、適正な操作を行う。

なお、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合においては、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために緊急の必要があるとき、一級河川については国土交通大臣又は知事、二級河川については知事が、それぞれダムの管理者に対して必要な措置をとることを指示する。

4 農業用排水路、ため池等の点検

市又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

5 水防作業人員の確保

市等の水防管理者は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

6 雨量及び水位情報の公表

水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前であっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

7 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

市長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せら

れたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は市長が行う避難指示等の判断を支援するため、市長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

(2) 洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等

国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、市へ浸水想定情報を提供するように努める。

市長は、洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

水防管理者（市長、水防事務組合長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 市地域防災計画において定める事項

市は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ア) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの

(4) 洪水ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域をその区域に含む市は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた避難計画等をあらかじめ作成するとともに、市地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢とし

であること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、洪水予報河川、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市は、県の洪水等避難計画作成支援マニュアルを活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 企業防災の促進

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、さらに、自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員及び訓練の結果について市長に報告する。

8 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第9節 風害予防

1 基本方針

風害の予防は防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

2 防災林造成事業による防除

海岸地帯は絶えず季節風、台風、海陸風とあらゆる風が通過し、海浜地の砂や塩分を内陸部に移送して後方の人家、産業施設、農耕地等に対して慢性的あるいは急性的に甚大な災害をもたらしている。

これらの海岸砂地に対して海岸砂地造林事業を実施して、風による飛砂及び砂丘の移動を防止し、また、潮害を防ぐとともに、防災林造成事業を実施して、風による公共施設、農耕地、人家等の被害をなくするよう努める。

3 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報によりあらかじめ危険の察知されるときは、遭難防止のため出港を見合わせる等、所要の措置を講ずる。

漁業協同組合は、出漁中の事故防止のため警報等発令時における出漁漁船の帰港等について、事前に組合員と申し合わせを行い、自主避難体制に基づき、無線電話による警告、標識による警告等所要の措置を講ずる。

海上保安署は、航行船舶に対して、周知可能な方法によって警告を行う。

4 電力施設の予防対策

電力施設の風害予防対策については、本章第23節「公共施設災害予防計画」に準ずる。

5 通信施設の予防対策

通信施設の風害予防対策については、本章第8節「通信及び放送施設災害予防計画」に準ずる。

6 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて市長はそれぞれ管理者に対して次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁などには、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろしをする。

(1)から(3)までの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の現在者に対して市長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

7 高波による被害の防除措置

その行政区域内に海岸線を有する市長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、水害計画に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保、避難準備措置の確立に努める。

8 高潮による港湾の被害の防除措置

港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

第10節 雪害予防

1 基本方針

雪害の予防は、交通、輸送の確保を図ることにより、その効果を期し、市民生活の安定を図る。また、豪雪時における被害を軽減するため、次の措置を講ずる。

2 平時からの備え

市は、平時より雪害への注意喚起を行い、雪害対応に関する市民意識の向上に取り組むとともに、事前広報の充実、公共機能の持続性、防災関連機関との連携強化に努める。

また、豪雪が想定される際において、迅速に対応できる体制の構築を図る。

3 主要路線の確保

路線の重要性、交通量、除雪の可能度等を勘案し、別に定める除雪計画により計画路線の確保に努める。計画路線の決定にあたっては、県の除雪計画と十分調整する。

また、豪雪時における主要な市道をはじめとした道路交通を確保するため、市は、除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努める。

4 生活道路の確保

生活道路の確保のため、異常降雪の場合の除排雪は、町会等の協力を得て適期に行う。

5 医療措置

医療施設より著しく離れた集落等における急患発生に備えて、その搬送体制を整備するとともに、当該集落等に救急医療品を備蓄するよう指導する。なお、ヘリコプターによる搬送のためのヘリポート適地は資料編のとおりである。

6 ごみ、し尿処理対策

降積雪期間のごみ、し尿の収集等は、次の処置により計画的に処理し、一般に周知してその協力を求める。

(1) ごみの収集及び処分

収集が不能の場合に備え、一般家庭でごみを蓄えるよう、ビニール袋等の準備を依頼するとともに、ごみ排出抑制とごみの分別を促進し、要収集ごみの減量を図る。

なお、降雪のため清掃車が入りにくいごみ収集場は一時、大通りに移設するなど市民に協力を依頼する。

(2) し尿の汲取及び処分

降積雪時の要汲取便槽の低減を図るため、年末年始に計画的に一斉汲取りを実施するほか、気象状況により作業計画を調整し、袋小路、裏小路の優先汲取りを実施する。

7 雪崩危険箇所の警戒及び査察

道路、農地、公共施設、住宅等で特に雪崩の発生が予測される箇所【資料編第2編の11】については警戒し、関係機関において適時査察を実施し、雪崩の早期発見に努め、事故の防止を図る。

第11節 消防力の充実、強化

1 基本方針

市は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、奥能登広域圏事務組合火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 市は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。市は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。

特に、一般住民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 火災予防上の通知等

知事は、全県的な規模における気象状況が次のとおり火災の延焼防止上危険な状況であると認めるときは、災害対策基本法第55条の規定に基づき、予想される災害の事態及びこれに対しとるべき措置について、市長に必要な通知又は要請をする。

(1) 台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等、気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるとき

(2) その他警戒上特に必要があると認められるとき

4 火災警報の発令

市長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により火災警報を発令する。

(1) 実効湿度60%以下で最低湿度40%を下り、最大風速が7mをこえる見込みのとき。

(2) 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(3) その他市長において必要と認めるとき。

5 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

ア 市長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 市長は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化

財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎよ線の設定等

市長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防ぎよ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

6 消防力の強化

市長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

市長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、地域ぐるみでの活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

7 消防機械器具の点検整備と出動計画等

市長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。

(1) 消防機械器具の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあっては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

- (ウ) 応援部隊の誘導、配置計画
- (エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画
- ウ 現場水利統制計画

8 消防機関の警戒警備体制の確保

市長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努めるものとし、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法
- (4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画
- (5) 消防無線、防災行政無線、有線放送等の通信の確保
- (6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

9 火災発生防止の徹底

(1) 予防広報等

市長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

(2) 特別予防査察

市長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。

10 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 体制の整備

ア 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

第12節 避難体制の整備

1 基本方針

市は、建物の倒壊及び出火、延焼等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されている指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市は、災害時に住民等が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

(2) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。

ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(3) 避難路

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(4) 避難情報の発令基準の策定等

ア 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行うものとする。さらに、市は、市長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(5) 災害未然防止活動

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある避難港において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

市は、避難場所等について、町会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの活用

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、珠洲市避難所運営マニュアルを活用し、災害時における自助、共助による運営が図られるよう努める。

第13節 要配慮者対策

1 基本方針

災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

市は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している市社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。

(3) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(4) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(5) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

市等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニテ

イ単位の避難支援マップの作成に努める。

(6) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(7) 二次避難支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた具体的な防災計画を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(2) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(3) 多言語による防災知識の普及を推進する。

(4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。

(5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第14節 緊急輸送体制の整備

1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や漁港の整備を図る。

また、県及び市は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 臨時離着陸場の整備

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空気を調査し、臨時離着陸場を設ける。

市長は、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空気を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

3 漁港の整備

漁港等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。

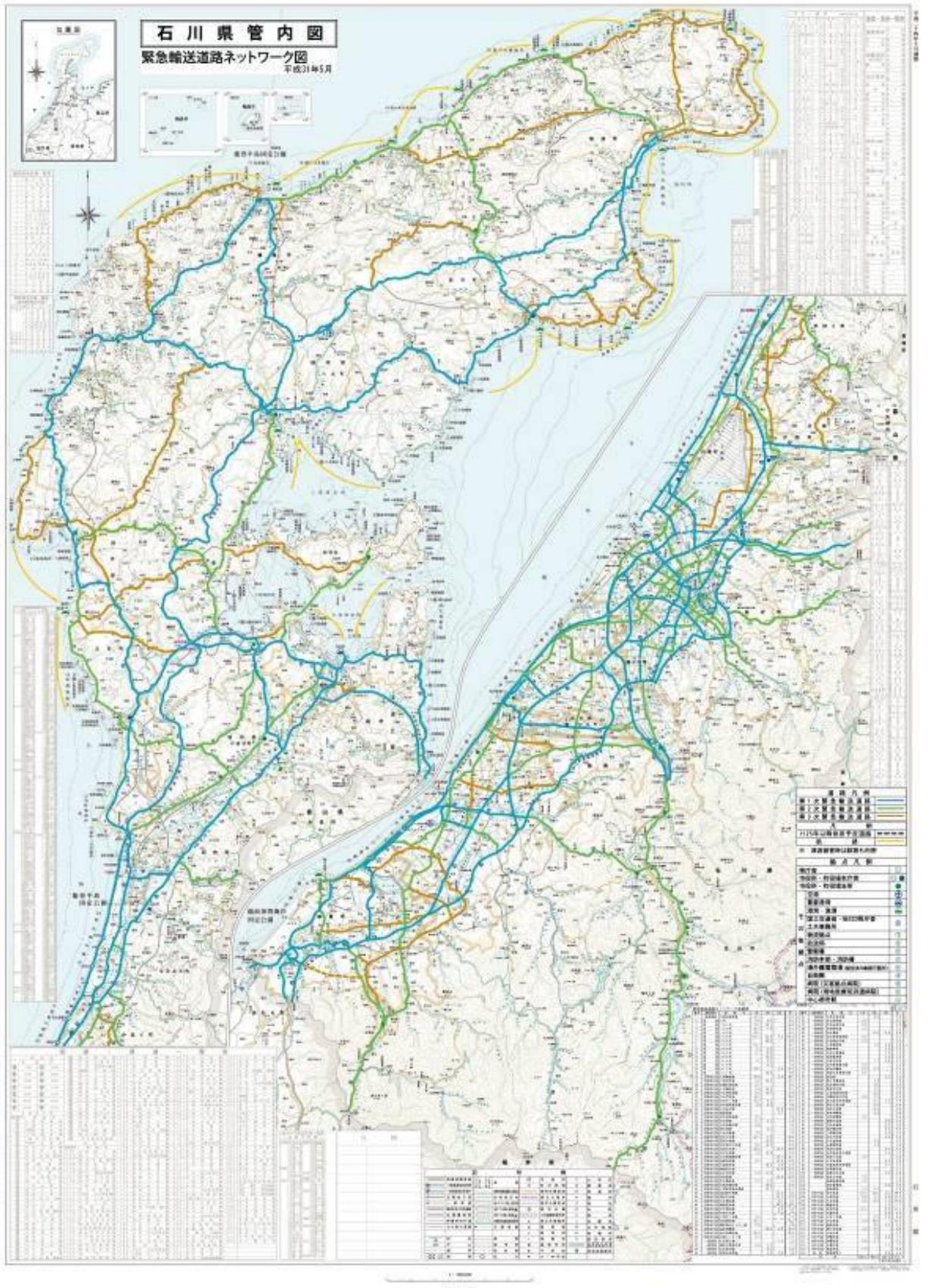
また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

4 民間事業者等の活用

(1) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

(2) 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。



第15節 医療体制の整備

1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。このため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

(1) 市

ア 市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(2) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院・救急告示病院（珠洲市総合病院）

珠洲市総合病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

また、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(4) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制

ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。

イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。

(3) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院（珠洲市総合病院）は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

イ 災害拠点病院・救急告示病院（珠洲市総合病院）及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

ウ 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

第16節 健康管理活動体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。このため、市は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第17節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

2 こころのケア実施体制の整備

- (1) 市は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。
- (2) 市は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 情報連絡体制の整備

市及び精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領を踏まえながら、精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第18節 食料及び生活必需品等の確保

1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

2 県、市、市民等の役割分担

- (1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (3) 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (5) 市は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

市は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。

市は、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 物資の集積、配送地の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県は、災害の規模が甚大で市が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（広域物資輸送拠点）を定める。
- (2) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (3) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第19節 農林水産災害予防

1 基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

2 農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の生育状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稻

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別水利計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

気象や病害虫発生予察情報に基づき、不稔防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防剤の施用等を行う。

ウ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

エ 台風対策

台風の来襲が予想される時は、フェーンや強風による被害の軽減を図るため、事前にはほ場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

さらに、葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園にあっては草刈りの励行等を実施する。また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。また、病害が多発しやすいので、病害防除を的確に実施する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では、早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈取り、施肥を控え、止むを得ず刈取りを行う場合には高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置や窒素質肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があったときは、サイレージ調製へ転換する。

ウ 台風対策

台風来襲のおそれがあるときは、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

エ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 林業施設関係予防対策

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土場及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流失等による被害の未然防止に万全を図る。

ウ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほだ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

ア 干ばつ対策

かんがい施設の積極的導入を図る。

イ 低温、長雨対策

夏秋期における低温、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置に当たっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導推進する。

5 水産施設災害予防対策

(1) 内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいため、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講ずる。

(2) 漁具、養殖施設、漁船等の漁業施設については、気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。

(3) 事故又は原因不明による油の流出等漁場の油濁に関する情報の把握に努め、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

第20節 干ばつ災害予防

1 基本方針

干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

2 干ばつ対策の指導

- (1) 市は関係機関に対し、事前に農林水産物の干ばつ被害の防止技術等の防止対策を明示して指導するほか、本章第19節「農林水産災害予防」による。
- (2) 渇水時には、住民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下又は井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、タンク車などによる生活用水の給水に万全を期す。

3 ダムの流水調整等による水源の確保

気象状況に応じて既設ダムの流水調整により水源を確保する。

また、生活ダム群の建設及び灌がい用ため池の改修を推進し、水源の確保を図る。

更に、水源地上流の森林整備を促進し、水源かん養機能の向上を図る。

4 防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が增大するので、消防機関に対して防火体制の徹底や消火用水の確保を促すとともに、市民に対し火災予防の周知徹底を図る。

5 人工降雨の実施

異常渇水が長期間継続することが予想される場合は、県及び関係市町と協議して人工降雨の実施を検討する。

第21節 防災パトロール

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険個所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険個所及び過去の災害発生個所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

4 実施機関

国	金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所、第九管区海上保安本部（能登海上保安署）
県	関係各課（出先機関）
警察	本部、地元警察署
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊
市	関係各課、消防機関

5 調査結果

防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。

第22節 建築物等災害予防

1 基本方針

災害に強いまちづくりを行うにあたって、市等は、公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市等は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

市等は、災害における建築物被害の未然防止と、火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

市は、老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導する。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

(2) 特殊建築物の検査、指導

市は、旅館、病院、集会場等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(3) 不燃性建築物の建築促進

不燃性建築物対策としては、必要な地域については都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。

(4) 建築物避難施設対策

- ア 敷地の道路に対する基準を確保する。
- イ 宅地又は敷地内通路の基準を確保する。
- ウ 廊下及び直通階段の基準を確保する。
- エ 出入口又は非常口の基準を確保する。
- オ 避難階段、直通階段等の施設又は廊下との基準を確保する。
- カ 防火壁、防火区画又は防火設備、特定防火設備の設置を確保する。
- キ 排煙設備又は非常用照明設備の設置を確保する。
- ク 非常用進入口の基準を確保する。

ケ その他旅館、病院、興業場、集会場等の特殊建築物については、定期報告により維持保全を図る。

4 文化財災害予防

(1) 建築物等予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

- ア 防火管理の体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- エ 火災危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
- オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- カ 消火設備を完備する。
- キ 警報設備を完備する。
- ク 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
- ケ 消防用水の確保措置を講ずる。
- コ 消防車両の進入道路を確保する。
- サ 消火へい、防火帯を設ける措置をする。
- シ 消火壁、防火戸を設置する。
- ス 自衛消防組織の訓練を実施する。
- セ 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。

(2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は耐火性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

(3) 施設、史跡、名勝、天然記念物等予防対策

(1)、(2)同様の措置をとる。また、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にするよう指導する。

(4) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

珠洲市及び珠洲市教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

ウ 民間団体との連携

珠洲市及び珠洲市教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

第23節 公共施設災害予防

1 基本方針

道路、海岸、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な道路、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。このため、これら災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施する。

なお、鉄道が存在していない珠洲市の状況を鑑みると、バス交通は市内の交通にとって重要な輸送手段であり、災害によってその機能を失った場合は、市民の生活に支障をきたす恐れがあるため、これら施設の事業者は、乗客の安全と円滑な輸送を確保するため、発災時における乗客の避難並びに車両運行等の対策に努める。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。

また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

(4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

3 海岸、漁港、河川の整備対策

(1) 海岸、漁港の整備

- ア 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、整備する。
- イ 護岸等についても、安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設岸壁等の施設の改築を促進する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等を改築するなど整備を促進する。
- ウ 水害対策としては、背後地の住民を守るための海岸保全施設等を整備する。

(2) 河川の整備

災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進する。このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

災害時においては、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

(2) 地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、市（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

災害時における動員体制については、第2章第1節に記載する体制によるものとする。

(イ) 市（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 市（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に防災行政無線等を使用できるような体制を整えておく。この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（公社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

市（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(ア) 水道施設の安全性の確保に努める。

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 自主防災組織及び住民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道施設耐震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

a 日頃から設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。

b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(1) 設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時の要員の確保
- (イ) 非常招集方法
- (ウ) 応援要請方法
- (エ) 広報体制等

7 通信施設の整備対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(1) 電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時駆け付け要員の確保
- (イ) 社員の非常招集方法
- (ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 災害対策機器の配備

(ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への衛星を利用した通信機器の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置が出動できる体制を確立しておく。

(イ) 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車が出動できる体制を確立しておく。

(ウ) 応急復旧ケーブル

災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ 電気通信設備の点検

災害等に備え、次の設備、資機材の点検を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護
- (イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ システムとしての信頼性向上

- (ア) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。
- (イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐火性の強化

局舎及び装置等について、耐火等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。
また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。

ア 非常通信協議会の拡充強化

イ 非常通信訓練の実施

(ア) 全国非常通信訓練

(イ) 全国感度交換訓練

(ウ) 北陸地方非常通信訓練

(エ) 石川地区非常通信訓練

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

市及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達的手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

(5) 放送

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段として極めて有効であるので、災害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐火性の強化を図る。

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策を講ずる。

ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を推進する。

エ 二次災害防止のための防火設備の整備を推進する。

オ 建物、構築物、放送設備等の耐火性等についての定期点検を実施する。

8 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

9 一般廃棄物処理施設整備対策

市等は、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。

第24節 地盤災害予防

1 基本方針

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、市は、これらの危険個所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険個所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施、指導するよう努める。

2 地盤災害の危険区域の指定及び周知

市は、地盤災害から住民の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて関係住民等に周知する。

市は、指定された危険区域や指定区域外の危険な個所について、周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 基礎調査の推進

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から生命を保護するため、土砂災害により市民等に危害が生じるおそれのある土地を調査し、その結果を関係市町長に通知するとともに公表する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 県は、あらかじめ、関係市町長の意見を聴いて土砂災害警戒区域（以下、警戒区域という）の指定に努める。また、県は、警戒区域の指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類について、住民への周知を図るとともに、市町地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、当該警戒区域を含む市町に提供する。

イ 市は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、前項（エ）に記載する事項を定めるときは、市地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項（ア）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及

び警報の伝達に関する事項を定める。

エ 警戒区域をその区域に含む市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、市民に周知する。

オ 市及び県は、協力して土砂災害に対して市民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また、警戒区域をその区域に含む市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、市民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、関係市町長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。

また、県等は次の措置を講ずる。

ア 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

4 警戒体制の確立

(1) 市及び県は、合同又は単独で定期的に危険個所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

(2) 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、金沢地方气象台と共同で土砂災害警戒情報を警戒レベル4相当情報として発表し、市長が防災活動や住民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるよう、市長へ通知するとともに、住民の自発的な避難判断等を促すため一般へ周知する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、避難指示の判断に資する警戒レベル4相当情報として位置付けられている。

(3) 市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置する。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

(4) 雨量計設置機関は、逐次情報の提供に努める。

5 避難体制の確立

市長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、市地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を

図る。

6 地盤災害防止施設の整備、促進

(1) 地すべり防止工事の促進

能登地区は、地質及び気象的要因により地すべりの多発地帯である。このため、県は、人家、公共施設の多い重要区域から順次、排水工、枠工、排土工等の防止工事を施行し、地すべりの防止に努める。

(2) 治山対策の促進

山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(3) 土石流防止工事の促進

土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。県は、下流の人家、公共施設の多い重要溪流から順次砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努めるとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

急傾斜地崩壊危険区域については、地元民にがけ崩れを誘発するような行為の制限、又は防止対策工事の施行を指導する。また、地元民だけで崩壊防止工事の施工が困難である区域のうち、危険度の高い重要区域から順次、公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行い、がけ崩れの防止に努める。

7 住宅移転事業の促進

市は、危険個所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある個所に存する危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

8 宅地造成地等災害予防

市は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成により、がけ崩れ又は土砂の流失による災害の発生のおそれのある区域に対して

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、がけ崩れ又は土砂の流失の防止を図る。また、都市計画区域においては、都市計画法の開発許可制度の適用により、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

第25節 防災資機材等の点検整備

1 基本方針

市及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

2 救助用備蓄物資の整備点検

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救援物資及び日本赤十字社石川県支部で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第2章 災害応急対策計画

第1節 初動体制の確立

1 基本方針

市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害対策基本法第23条に基づき災害に係る応急対策を実施するうえで中心的な組織として災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。また、防災関係機関は、地震災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施できるよう、広域応援体制の確立等活動体制を整備する。

2 珠洲市災害対策本部等の設置及び設置前配備

市の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れが生じたときは、次により災害対策本部を設置し、各種の応急対策を迅速に推進する。この場合、関係機関との連絡調整を図り、速やかに石川県及び市防災会議に通知する。災害対策本部の運用については、珠洲市災害対策本部運営要領の定めるところにより実施する。また、市は必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

(1) 市本部設置前の配備体制

本庁各課室及び出先機関の長は、災害対策本部設置前においても、常に気象状況その他の現象に注意し、災害が発生する恐れがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は直ちに対処できるように準備を整えておく。

災害が発生する恐れのある場合の配備体制の一般基準は概ね次のとおりとし、災害処理に関係を有する課は、配備計画等により所属職員に徹底しておく。

種別	配備内容	配備時期
注意配備体制	災害関係課等の職員で情報収集・連絡活動が円滑に行える体制	大雨、風雪、高潮、洪水注意報、または、波浪警報及び竜巻注意情報が発表されたとき。
警戒配備体制	上記の配備を強化し、災害対策本部の設置に備える体制	大雨、暴風、大雪、高潮、洪水、暴風雪警報以上が発表されたとき。

(2) 珠洲市災害対策本部等の設置基準

ア 相当規模の災害が予想され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲等から、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

ウ 災害救助法が適用され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

※市本部を設置したときは、災害の規模、程度等により次の配備区分に従って本部長が決定する。なお、配備決定後の変更を要するときは、その都度本部長が決定する。

種類	配備内容	配備時期
第1次配備	あらかじめ指名する所管の要員を配備し、主として連絡にあたる体制	相当規模の災害の発生が予想されるが、その程度の推測が困難であり嚴重な警戒を必要とする段階
第2次配備	関係各班の人員をもって当るもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制	局部的であるが、大規模の災害の発生が予想される段階及び相当規模の災害が発生した段階
第3次配備	各部は所定の班組織をもち市の全機構をあげてそれぞれ災害応急対策ができる体制	市全域にわたる大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した段階

(3) 現地災害対策本部

市長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。なお、県の現地災害対策本部が市庁舎内に設置された場合は、情報の共有化を図るため県と合同会議を開催するなど、機動的な運用を図る。

(4) 本部設置の表示及び公表

災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、防災関係機関及び報道関係機関に通報するとともに、市民に周知する。なお、廃止した場合も遅延なく通報を行い、市民に周知する。

(5) 災害対策本部の所掌事務

市が災害対策本部を設置したときは、災害対策の推進に関し、本計画に定めるところにより、珠洲市防災会議と緊密な連絡調整のもとに、次の災害予防及び災害応急対策を実施する。

- ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 津波、その他の災害の緊急防御対策に関すること
- ウ 災害による被害状況の調査及び被害報告の取りまとめに関すること
- エ 災害状況の広報に関すること
- オ 災害時における通信の確保に関すること
- カ 災害時における緊急輸送道路の確保に関すること
- キ 災害時における車両、船舶等交通の確保に関すること
- ク 災害時における治安の確保に関すること
- ケ 救援隊の要請及び受け入れに関すること
- コ 災害の応急復旧対策に関すること
- サ その他災害対策に関し、市長が認めた事項

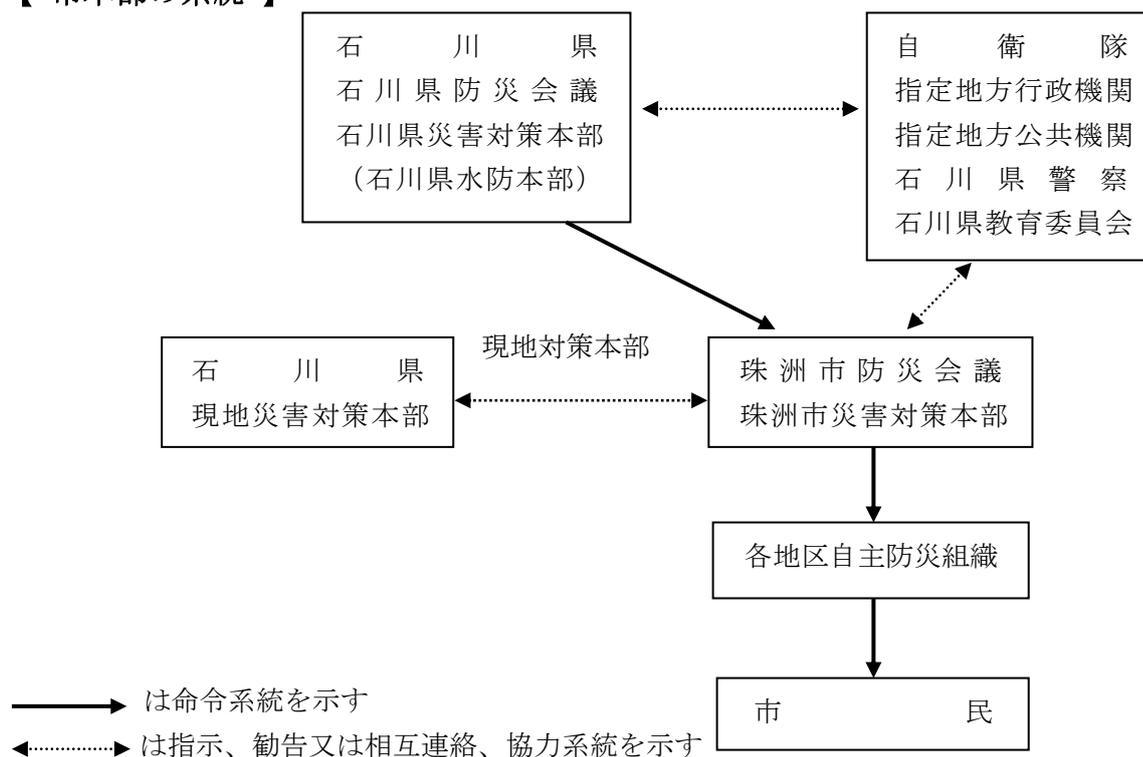
(6) 災害応急対策の総合調整

ア 県が現地災害対策本部を設置したときは、相互に連絡調整を図りながら応急対策を実施する。

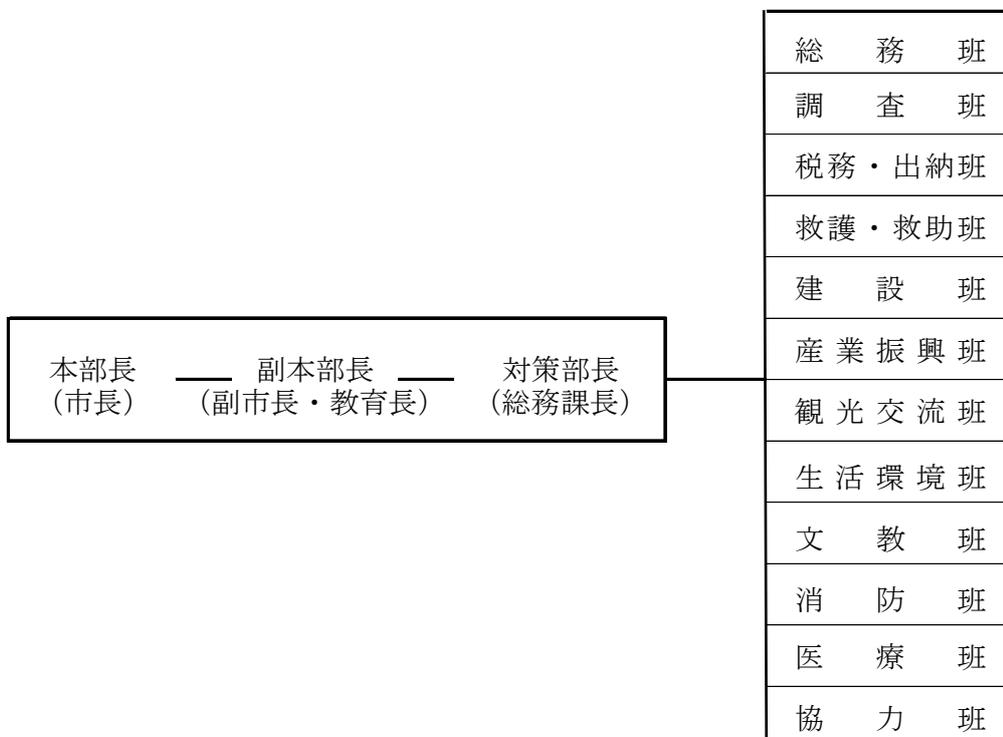
イ 市が災害対策本部を設置したときは、珠洲市防災会議も必要に応じて連絡員室を設置し、相互間における連絡調整の円滑化を図る。市防災会議連絡員室が設置されたとき、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

市本部の系統及び編成

【市本部の系統】



【編成】



3 動員計画

(1) 動員体制

災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速的確に実施するためあらかじめ災害応急対策責任者は、必要な要員及び出動体制を確立して所属職員に周知徹底しておく。なお、職員の動員体制は次のとおりとする。

配備体制	動員基準	動員対象
注意配備体制	市管内に以下の注意報・警報が1以上発表されたとき ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・防災担当職員は情報収集に努め、状況に応じて、自主参集する。
警戒配備体制	市管内に以下の警報が1以上発表されたとき ・大雨警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理室職員 ・あらかじめ定められた各課・室の防災担当職員
	市管内に以下の特別警報が1以上発表されたとき、または土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報	・総務課職員及び危機管理室職員 ・あらかじめ定められた各課・室の防災担当職員
対策本部設置体制	市管内に相当規模以上の災害が予想又は発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認められたとき	・全職員

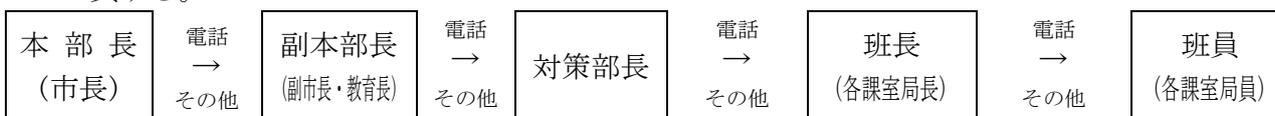
(2) 職員の自主参集基準

職員は、休日、又は勤務時間外であっても常に災害気象情報に留意し、特別警報が発表されたとき、その他本部配備体制の基準に該当する災害の発生が予想されたときは自主的に参集する。

(3) 動員の伝達系統

ア 本部職員

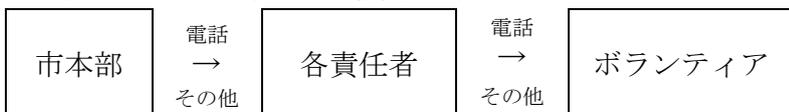
本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



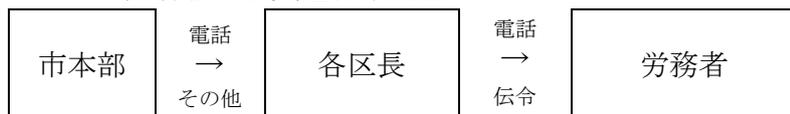
イ 消防団の動員連絡系統図



ウ ボランティアの動員連絡系統図



エ 労務者の動員連絡系統図



※ その他とは、防災無線、警鐘、口頭、伝令等による連絡方法をいう。

(4) 動員の方法

ア 本部各班は、あらかじめ定められた動員の系統、職員の動員順位、連絡方法等に従って動員を行う。

イ 時間内においては本部職員（総務班）時間外においては宿、日直及び消防職員がこれにあたる。

4 事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生する恐れがあるときは、法令又はこの地域防災計画の定めるところにより、次の措置を講ずる。

(1) 出動命令（災害対策基本法第59条）

ア 消防関係機関に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずる。

イ 地域内の災害応急責任者に対して応急措置に必要な準備をするよう要請し、又は求める。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその被害が拡大させる恐れがあると認められる設備若しくは物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(3) 避難の指示

本章第12節「避難誘導等」に定める。

(4) その他の応急処置

地域防災計画に定める市長の応急処置に関する事項はおおむね次のとおりとする。

ア 警戒区域の設定権限（災害対策基本法63条、消防法第23条の2・第28条・第36条、水防法第14条、道路交通法第6条第4項）

イ 工作物の一時使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

ウ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条第2項、同法施行令第25条～第27条）

エ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第17条、災害救助法第24条第1項、警察官職務執行法第4条）

オ 災害対策基本法第63条2項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

カ 損失補償（災害対策基本法第82条第1項）

市長はイによる工作物等の使用、収用等の処分が行われ、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずる損失を補償すること。

キ 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

市長は、市長又は警察官が従事命令及び警戒区域の設定のため、当該市の区域内の住民

又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。

ク 従事命令及び協力命令は次のとおり執行する。

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消防作業	消防法第 29 条第 5 号	消防吏員又は消防団
	水防作業	水防法第 17 条	水防管理者、消防団又は消防機関の長
従事命令	災害救助作業	災害救助法第 24 条	知事又は市長（知事の委任を受けた場合）
協力命令	（災害救助法適用救助）	災害救助法第 25 条	
従事命令	災害応急対策作業 （災害救助法が適用された場合を除く。）	災害対策基本法第 71 条	市長、警察官、海上保安官 又は災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
協力命令		災害対策基本法第 65 条第 1 項 災害対策基本法第 65 条第 3 項 警察官職務執行法第 4 条	

ケ 従事命令等の対象者は、次の掲げる範囲とする。

命令対象の作業	対象者	根拠法令
消防作業 水防作業	火災現場付近にある者 市の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	消防法第 29 条第 5 項 水防法第 17 条
災害救助その他の作業 （災害救助法又は災害対策基本法による市長の従事命令）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産婦又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6 自動車運送業者及びその従事者 7 船舶運送業者及びその従事者	災害救助法第 24 条 災害対策基本法第 71 条
災害救助その他の作業 （災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第 65 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
災害応急対策全般 （警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その関係者	警察官職務執行法第 4 条

コ 従事命令等の執行

市における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置のための従事命令及び協力命令は、総務課が担当する。

サ 公用令書

従事命令、協力命令、保管命令、使用命令、収容命令及び管理命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

命令等	根拠様式
災害救助法による従事及び協力命令 同上命令の取消命令	災害救助法施行規則に定める様式による。
災害対策基本法による従事及び協力命令 同上命令の変更命令 同上命令の取消命令 物資の保管命令 管理(使用及び収容)命令	災害対策基本法施行規則に定める様式による。

5 応援要請

(1) 市本部における応援

ア 各班長は、災害応急措置を実施するため、職員の応援を必要とする場合は、対策部長に次の応援条件を示して要請する。

- (ア) 作業の内容
- (イ) 作業場所
- (ウ) 人数及び男女別（特に必要があれば職員氏名）
- (エ) 携帯品その他必要事項

イ 対策部長は、前項の要請を受けた場合は、直ちに調整し本部班内で余裕のある班から応援職員を出動させる。

(2) 防災関係機関への出動要請

本部長は、市内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、防災関係機関に対して、必要に応じて、石川県内市災害時相互応援協定(平成17年8月24日締結)により、次の事項により応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 出動要請する理由
- ウ 必要とする区域及び範囲又は内容
- エ 必要とする期間
- オ その他必要な事項

(3) 県及びその他の市町への応援要請

本部長は、市及び防災関係機関の総力をもってしても災害応急対策の実施が困難と認めた場合には、知事及び他の市町長に対して、次の事項を明らかにし、応援を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を必要とする区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(4) 自衛隊の派遣を要する場合は、本章第11節「自衛隊の災害派遣」に基づき県知事へ要請する。

6 受援体制

県及び市は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 連絡事項

災害の状況により、県又は他の市町村から救援隊及び警察管等の派遣を要請した場合は、派遣部隊等の受入れ体制と効率的な業務遂行を図るため、応援要請するにあたっては次の事項について連絡する。

- ア 災害発生日時、場所
- イ 災害状況
- ウ 人的、物的被害状況
- エ 必要救援隊の種別、隊数、必要資機材等
- オ 救援隊集結場所
- カ ヘリポート、港湾施設の位置及び名称

(2) 連絡方法

応援要請及び情報連絡等を行う場合は、石川県防災行政無線電話又はファクシミリによる。

(3) 救援隊の集結場所及び到達ルート

- ア 救援隊の集結場所は珠洲健民体育館前駐車場とする
- イ 集結場所には救援隊に対し、指示、判断できる職員を連絡責任者として配置する
- ウ 必要に応じ集結場所への進入路及び交差点に誘導員を配置する
- エ 到達ルートについては、緊急道路として優先通行できる石川県指定の緊急支援ルートとする

(4) 救援隊への情報提供

本部長又は連絡責任者は、効果的な活動の展開を図るため、到着した救援隊長に、次の事項について情報提供をし、協議する。

- ア 災害の状況
- イ 活動方針及び見通し
- ウ 活動地域及び任務
- エ 使用無線系統
- オ 指揮連絡系統
- カ 災害地に至る道路状況
- キ その他応援活動に必要な事項

(5) 救援隊の撤収

本部長は、災害状況の推移により救援活動が終了したと判断した場合は、救援隊長と協議し、速やかに現場引上げを指示する。

7 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、近隣市町が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

市長は、近隣の被災市町から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

8 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 事前措置及び応急措置

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

2 市長の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防機関、水防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。

イ 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

(3) 避難の指示

本章第12節「避難誘導等」に定める。

(4) その他応急措置等

珠洲市地域防災計画に掲げる市長の応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

ア 市長の応急措置に関する責任（災害対策基本法第62条第1項）

イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）

ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

エ 工作物の除去、保管等、（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）

オ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）

カ 災害対策基本法第63条第2項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市町の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

キ 損失補償

市長はウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。（災害対策基本法第82条第1項）

ク 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市は、市長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため市域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

3 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生の防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。このために、市はその消防機関、水防団その他市の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）又は第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれに当たり、事態の推移に応じて、それぞれ災害応急対策責任者は、知事に対して状況報告をするとともに応援のあっせんを求める。

(3) 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する。

第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。

2 予報、注意報、警報の細分区域

(1) 細分区域に含まれる範囲

	一次細分区域	区域内の市町名
石川県	能登	珠洲市・輪島市・能登町・穴水町 七尾市・羽咋市・中能登町・宝達志水町・志賀町
	加賀	金沢市・かほく市・津幡町・内灘町 小松市・加賀市・白山市・能美市・川北町・野々市市
	沿岸の海域（海岸線から20海里〔約37km〕以内の水域）	

一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町村等をまとめた地域の名称 加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

3 種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

金沢地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときには警報を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には特別警報を県内の市町ごとに発表する。

なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための次善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

ウ 警報等の基準

警報・注意報の発表基準や50年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照すること。

気象等に関する特別警報の発表基準

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

雨に関する珠洲市の50年に一度の値一覧（令和3年3月25日現在）

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注4) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

50年に一度の値			警報基準
R48	R03	SWI	SWI
279	113	187	91

(参考)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf#page=38>

珠洲市の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和2年10月29日現在）

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。

注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。

注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
137	159

(参考)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf#page=6>

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報と同じ区域（加賀、能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

る。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（加賀、能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(6) 災害時気象支援資料

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県加賀など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県など）で発表される。

警報・注意報発表基準一覧表は珠洲市地域防災計画（資料編）第9編「1 警報・注意報発表基準一覧表」のとおりである。

4 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は、市町の区域を対象として当該市町長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- (2) 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して、それぞれ市町の地域防災計画においてこれを定める。
- (3) 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市や各消防本部に伝達される。
- (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

5 土砂災害警戒情報

土大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 発表対象および単位

発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

(3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象(土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等)が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。なお、市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。

県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国とともに、必要な助言等を行う。

(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

6 土砂災害緊急情報

国及び県は、大規模な土砂災害が急迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、被害の想定される区域及び時期について、市に通知するとともに一般に周知する。

(1) 国が通知及び周知を行う特に高度な土砂災害とは、以下のものをいう。

- ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする大規模な土石流
- イ 河道閉塞による湛水
- ウ 火山噴火に起因する大規模な土石流

(2) 県が通知及び周知を行うその他の土砂災害とは、大規模な地すべりをいう。

7 その他の警告等

知事、市長その他防災機関の責任者は、上記以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

第4節 災害予警報の伝達体制

1 基本方針

県、市、報道機関等は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

2 水防警報、火災警報の放送

国土交通省金沢河川国道事務所、県が発する水防警報及び市が発する火災警報は、必要があると認めた場合放送協定に基づき県が放送機関に要請するものとし、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

3 知事、市長、その他の機関が発する警告等の放送

県、市、その他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。ただし、市は、原則として県を通じて行う。

4 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

5 非常時における予警報の伝達徹底方策

(1) 災害のため通常の警報等の伝達系統によりがたい場合における市への警報等の伝達については、関係機関の協力を得て、概ね次の要領により行う。

ア 非常通信による伝達

北陸地方非常通信協議会の協力により、県防災行政無線を中枢とし、中継局を得、市役所最寄りの無線局に非常通信により伝達する。この場合における中継局、受信局の選定については、停電時の連絡を考慮して予備電源を有する同一免許人所属の無線局による直接通信可能な常用通信系統を優先して選定する。

イ バイク徒歩等による伝達

非常通信により受信した無線局から市役所への伝達は、無線局又は交通機関が行うが、通信施設がない場合は、直接又は住民の協力により徒歩又はバイク等により伝達する。

(2) 災害応急対策責任者は、トランジスタラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え警報等を積極的に受信し、必要な措置を講ずる。

第5節 災害予警報別の伝達

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、別図1「気象警報等各種伝達系統について」により、関係機関に速やかに伝達する。

- (1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。
- (2) 県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市へ伝達する。
市は、防災行政無線等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。
- (3) 海上保安署は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。
- (4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し市へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。

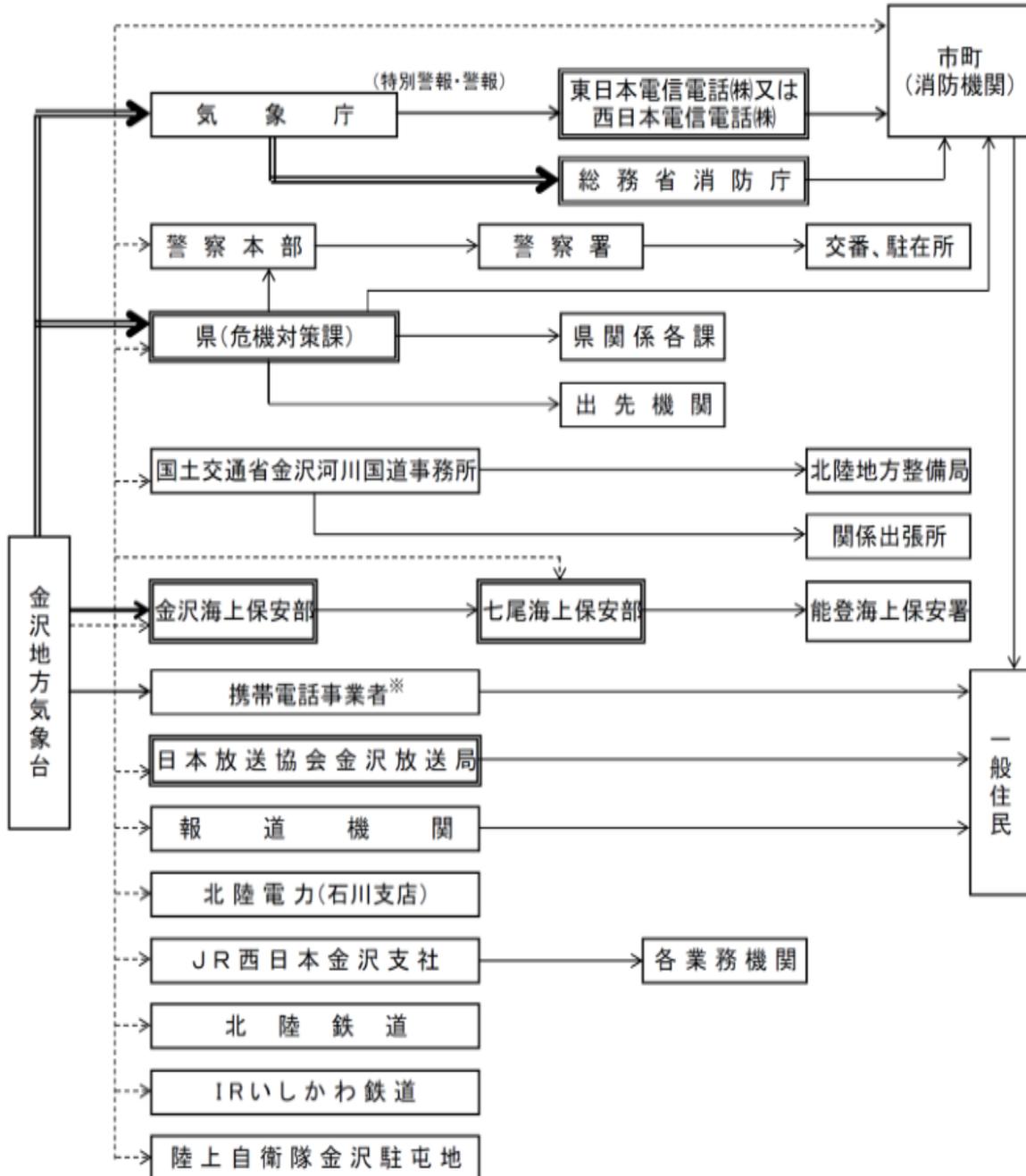
警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

- (5) 放送機関は、ラジオにあつては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあつては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。
- (6) その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

◇気象警報等各種伝達系統について◇

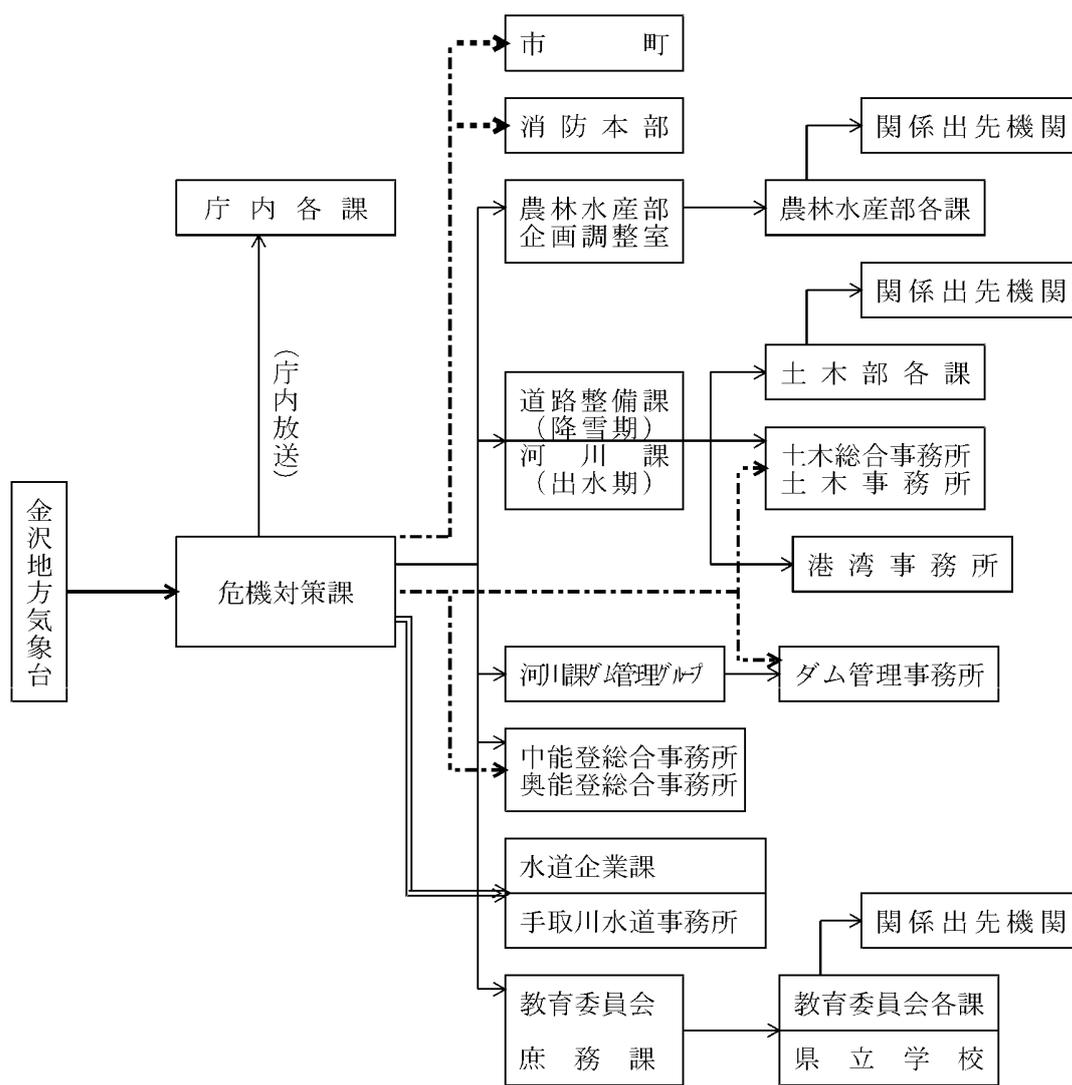
別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



- (凡例)
- ====> 気象情報伝送処理システム
 - - - -> 防災情報提供システム(インターネット)(注)
 - ====> 防災情報提供システム(専用線)
 - > 各機関伝達手段

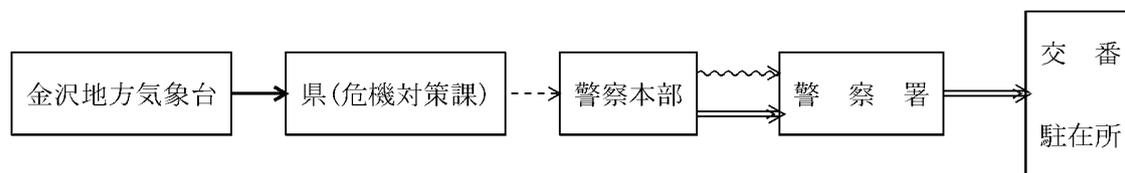
(注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。
 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 ※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別図3 県（危機対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図（石川県）



(注) **→** 気象情報伝送処理システム
⋯→ 衛星通信(一斉FAX) **- - - - ->** 無線通信
⇒ 一般FAX **→** 一般電話、その他
 降雪期は11月1日から3月31日まで、出水期は4月1日から10月31日まで

別図4 警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図（石川県警察本部）



(注) **→** 気象情報伝送処理システム **- - - - ->** 一般FAX
⇒ 直通電話 **~~~~~>** 無線電話

3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達

水防警報等の伝達については、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省金沢河川国道事務所及び県（関係土木総合事務所、土木事務所）は、水防警報及び避難判断水位到達情報等を発表したときは、水防計画の定めるところにより（国土交通省金沢河川国道事務所にあつては、県を通じ）、一般の通信施設により関係水防管理者に速やかに伝達する。
- (2) 国土交通省金沢河川国道事務所又は県が水防警報を発しない中小河川の予防予知については、水防管理者が行い、必要がある場合は、警報により措置する。
- (3) 石川県水防計画第10章第3節「水位の観測・通報及び公表」に定める通報があつた場合は、直ちに危機対策課等へ通報する。

4 火災警報の伝達

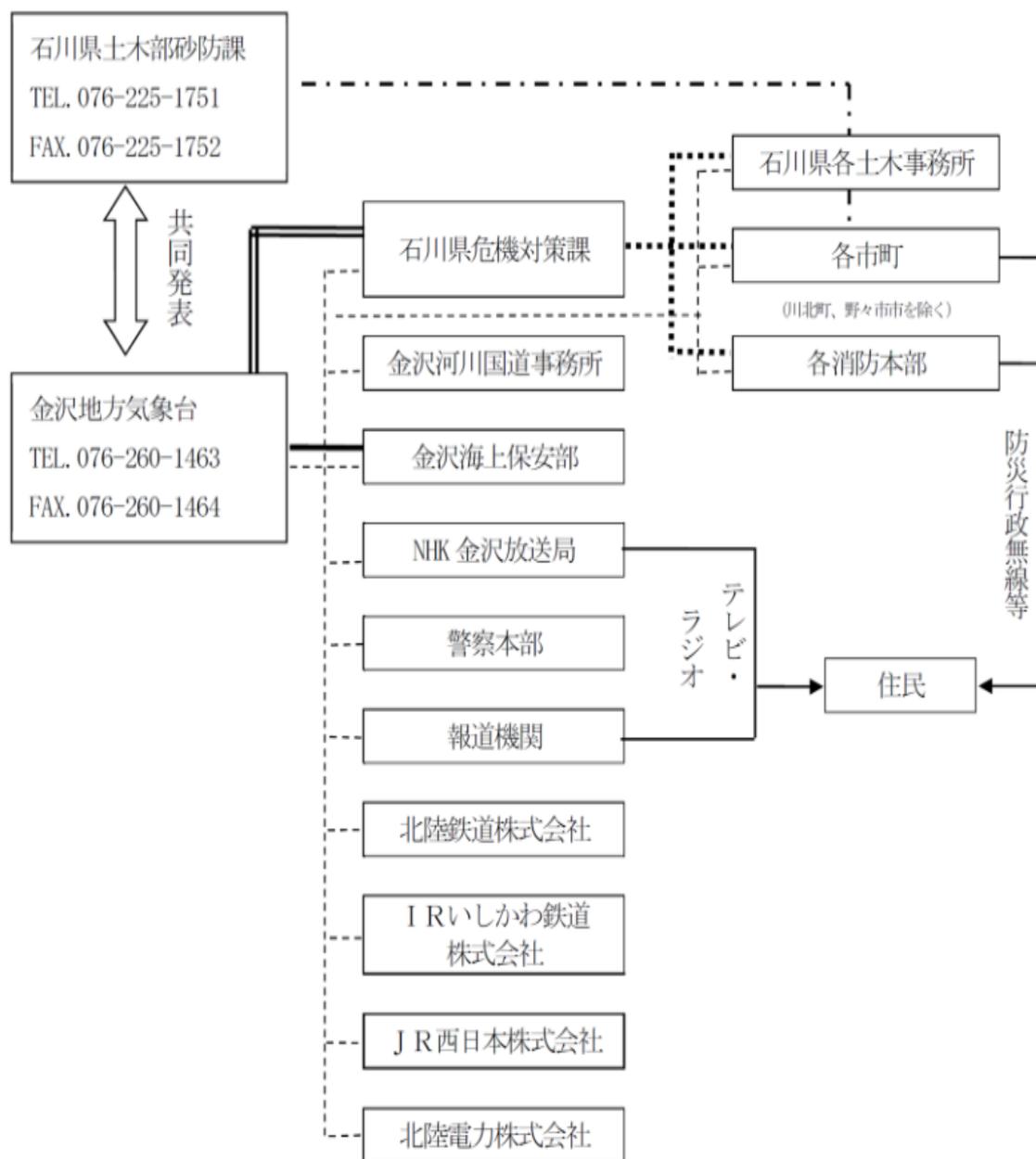
市は、火災警報を発し、又は解除した場合には、打鐘、サイレン吹鳴、その他市地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に徹底し、県あて通報する。

5 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

- (1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の行う市への伝達は行わない。
- (2) 県が行う市への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報の取捨選択をすることができるものとし、火災気象通報の解除については、原則として行わない。

6 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を参考となる警戒レベルと併せて作成・発表し、次のとおり速やかに関係機関へ伝達する。



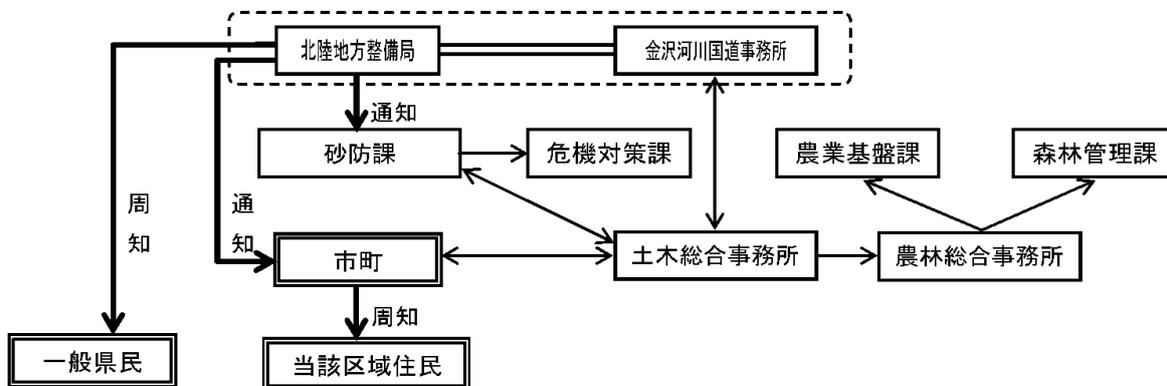
- (凡例)
- ==== 気象情報伝送処理システム
 - ==== 防災情報提供システム (専用回線)
 - 防災情報提供システム (インターネット) (注)
 - 防災行政無線FAX
 - . - . - 一般加入電話

(注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

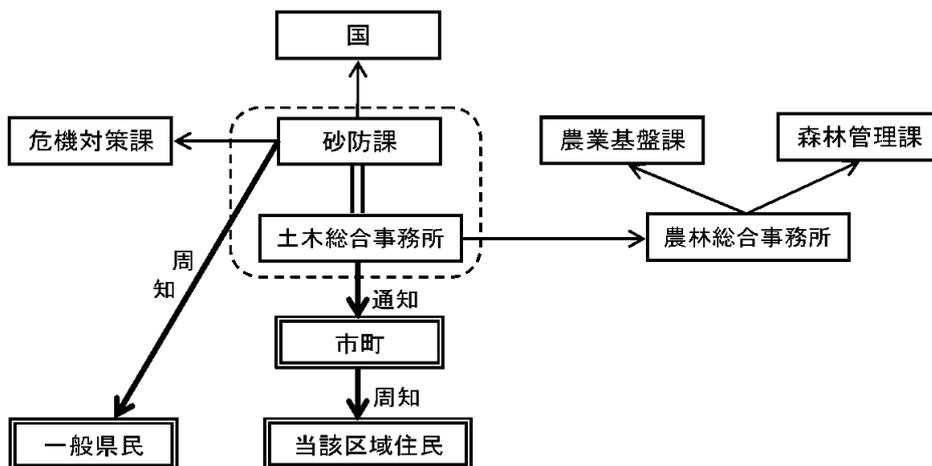
7 土砂災害緊急情報の伝達

国または県は、大規模な土砂災害が急迫している場合には、緊急調査の結果に基づき、土砂災害緊急情報を次のとおり速やかに関係機関に伝達する。

(1) 国が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



(2) 県が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



8 知事、市長、その他の機関が行う警告等の伝達

(1) 気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市長及び市を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

知事が発する通知、要請、市長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市長の放送要請は、県を通じて行う。

(2) 市長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、市地域防災計画に定めるところによる。

(3) 知事が発する通知、要請、市長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市長の放送要請は、県を通じて行う。

(4) 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

第6節 災害情報の収集・伝達

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る状況の情報

市は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害対策本部の開設

ア 災害情報の統括一元化

災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、災害時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び市民に対する広報活動に万全を期する。

イ 被害状況や応急対策状況の報告

消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を市災害対策本部に随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 市

(ア) 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県（危機対策課）又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ 関係機関等の協力関係

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市に連絡する。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

ウ 情報収集伝達体制

県は、市から災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、必要

に応じ消防庁及び関係機関等に連絡する。

(4) 安否情報の収集等

市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

(5) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市長、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、市長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市長を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な自然現象

(ア) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

(イ) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。

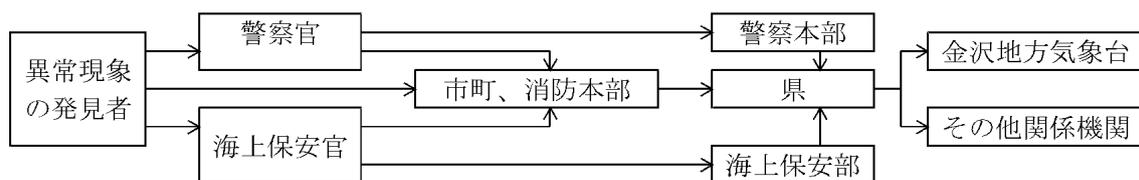
イ その他の現象

(ア) 陸上及び水上における大量の流出油

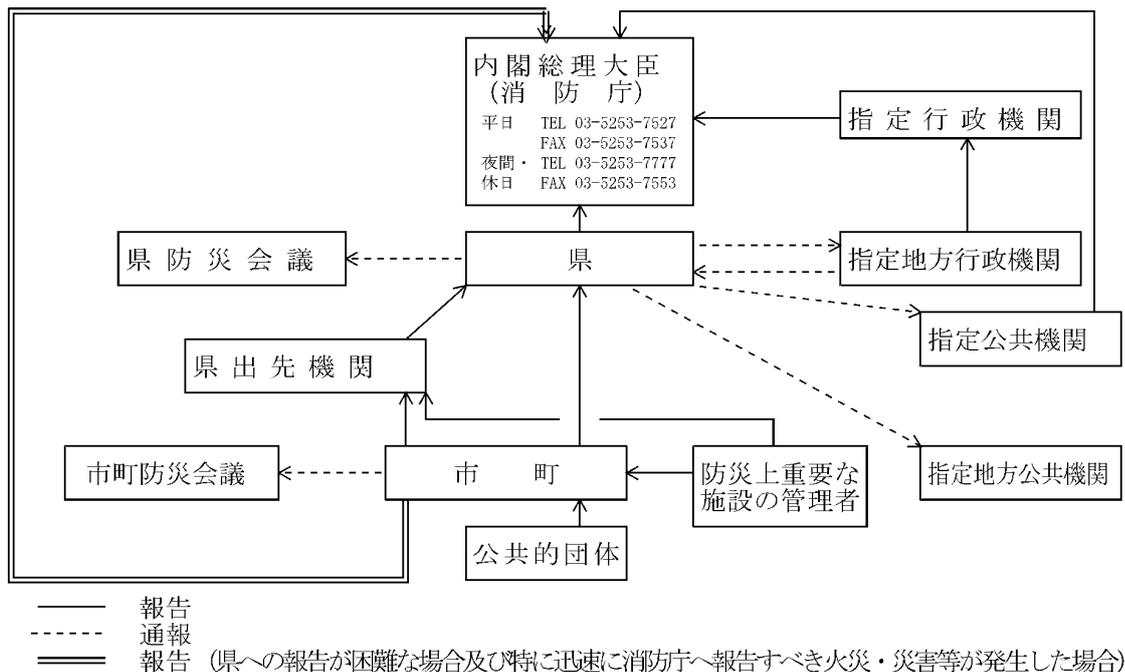
(イ) ガス等の大量漏洩

(ウ) 火災、その他異常と思われる物

異常現象発見者の通報系統図



(6) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



(7) 市における災害情報等収集の分担

珠洲市における災害情報等収集の分担は、珠洲市地域防災計画（資料編）第1編「4 珠洲市災害対策本部運営要領別表 第1 珠洲市災害対策本部事務分掌表」のとおりである。

3 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 市が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が2市町以上にまたがるもので、市内における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 人的被害又は住家被害のあったもの。
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの。

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次市災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等を行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報及び被害状況等の報告様式

速報、被害状況等の報告様式は、珠洲市地域防災計画（資料編）第9編「4 各種様式」のとおりである。

(4) 被害状況等の判定基準

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

被害等区分		判定基準
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガ ス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害等区分		判定基準
罹災世帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、漁港、下水道及び空港整備法（昭和31年法律第80号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第7節 通信手段の確保

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 市は、災害時における緊急通信のため、NTT西日本金沢支店等と災害時優先電話について協議し、決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換機手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、局番なし102番に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 県（本庁）が承認を受けた優先取扱い電話番号は、次のとおりである。

県庁災害時優先電話番号

電話番号	発信者機関名
076-225-1180	災害対策本部専用
076-225-1190	
076-225-1191	
076-225-1484	危機対策課（FAX専用）
076-225-1728	道路整備課（FAX専用）
076-225-1740	河川課（FAX専用）

（昭和57年9月17日金外話二運第8号付許可済）

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本金沢支店等（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、北陸地方非常通信協議会を構成する珠洲市に所在する機関とする。

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、以下の条件に適合するものを第1次的に利用する。

- (ア) 公共機関であること。
- (イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。
- (ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等。

ウ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急止むを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。

- ① 人命の救助に関する通報
- ② 天災の予報及び警報等に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- ③ 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- ④ 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- ⑤ 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- ⑥ 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- ⑦ 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
 - ・石川県防災会議会長及び市防災会議会長
 - ・石川県災害対策本部長及び市災害対策本部長
- ⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報
- ⑨ その他の通報

(エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、県、市及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

3 通信設備の応急復旧

(1) 市

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い、通信手段の確保に努める。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

第8節 消防防災ヘリコプターの活用

1 基本方針

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- 救援物資、人員等の搬送
- 消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- 捜索又は救助活動
- 高層建築物火災における救助活動
- 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- 遠距離の救急患者搬送
- 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防ぎょ活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 林野火災等における空中からの消火活動
- 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（危機管理監室）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）及び石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）の定めるところにより運航する。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

4 応援要請

市長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長等の要請に基づき支援する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○ 発災市町等の消防力によっては防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合 ○ その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合 |
|--|

(2) 要請方法

市等から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別 ○ 災害発生の日時、場所及び被害の状況 ○ 災害発生現場の気象状態 ○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○ 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法 ○ 支援に要する資機材の品目及び数量 ○ その他必要な事項 |
|--|

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

第9節 災害広報

1 基本方針

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報機関

(1) 市災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、総務班及び調査班が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、総務班が行う。

(2) 市災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、危機管理室が原則として行う。

3 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- 被害状況及びその他の災害情報
- 災害応急対策及び活動状況
- 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市内における災害の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

(2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 放送機関との協定に基づく放送要請

(イ) 報道機関への発表・情報提供

イ インターネットの活用

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報誌の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ 臨時災害FM局の活用

ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用

ケ 広報車の活用

5 被災地域の相談・要望等の対応

市及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第10節 消防活動

1 基本方針

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより市民をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげて当たる。

2 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、市民、事業者あげて出火防止に努めるとともに、住民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。また、市等は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかにラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなどして、市民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

3 応援要請等

(1) 市町等の相互応援

市町等は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 災害が発生した市町等の消防長は、当該市町等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

ア 市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

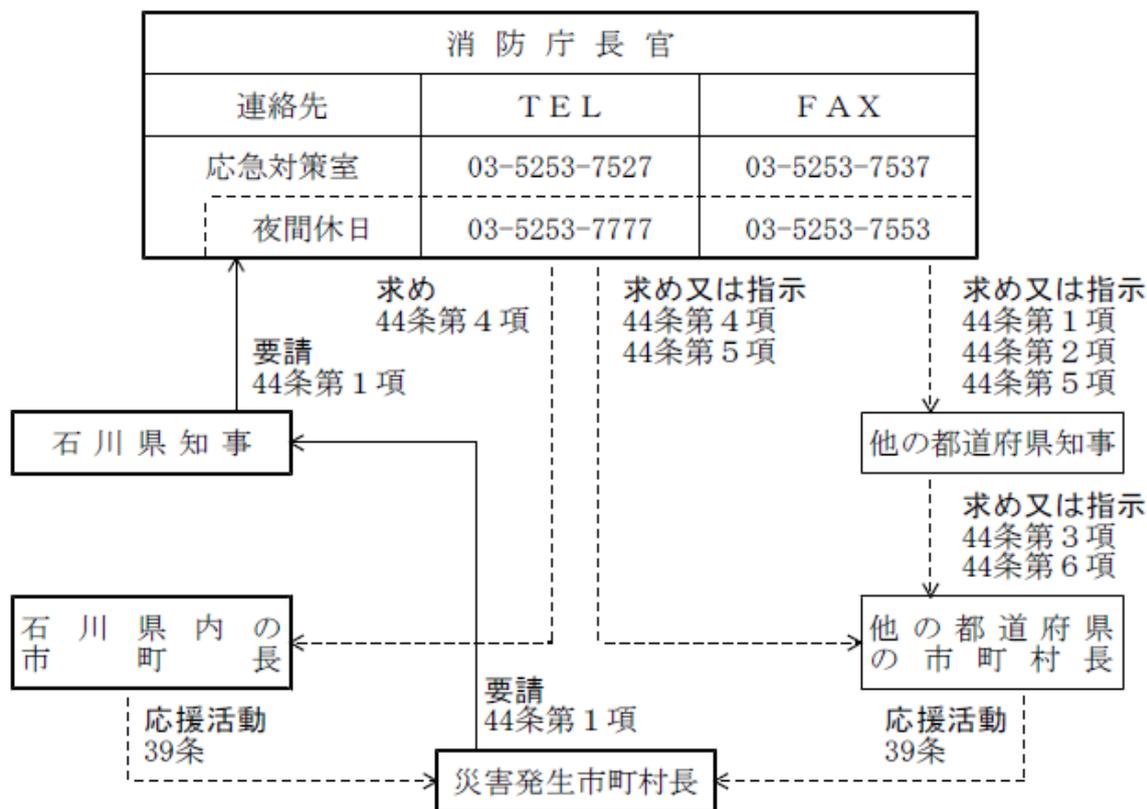
イ 知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を、又は大規模災害特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請するものとする。

(3) 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の求め・指示等

ア 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下「災害発生市町村」という）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

- イ 消防庁長官は、アに規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、アの要請を待ついとまがないと認められるときは、アの要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。
- ウ 消防庁長官は、ア又はイの場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときには、緊急に当該応援出動等の措置を必要と認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を取ることを求めることができる。
- エ 消防庁長官は、ア、イ又はウに規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他大規模な災害又は毒性物質の発散その他政令で定める原因による特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する以外の都道府県の知事又は当該都道府県の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



(注) 条文は消防組織法

(4) 消防応援活動調整本部の設置

知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、消防組織法第44条の2の規定に基づく石川県消防応援活動調整本部（以

下「調整本部」という。)を設置するものとする。

また、災害発生市町が一の市町の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。なお、調整本部の構成等については、石川県緊急消防援助隊受援計画に定めるものとする。

(5) 知事の緊急消防援助隊に対する指示等

ア 知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町のため、緊急消防援助隊行動市町において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示する。

イ 知事は、アの規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

4 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

5 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第11節 自衛隊の災害派遣

1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような的確な情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地異その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合
 なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連携等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））。
 ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
 エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること
- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 派遣の要請

- (1) 市が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、当該市長が下記の要請事項等を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。
 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

要請事項

- 災害の情况及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項
- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171(内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101(内線231)

(2) 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

4 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでの限度とし、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の欠壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6) 道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7) 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10) 救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11) 危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12) その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市が準備する。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が次の基準により負担する。
なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

7 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

- (1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

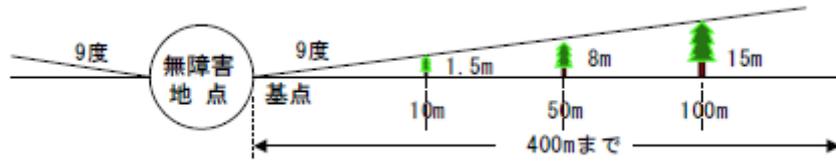
なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- | | |
|------------------|------|
| ア 急患が発生している場合 | 赤旗 |
| イ 食糧が極度に不足している場合 | 青旗 |
| ウ 両方とも発生している場合 | 赤青両旗 |

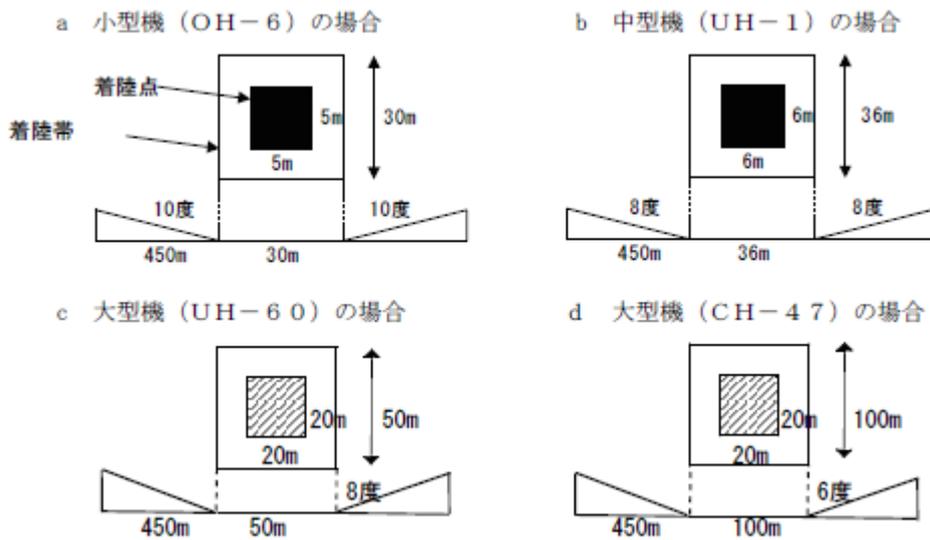
- (2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



(ア) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

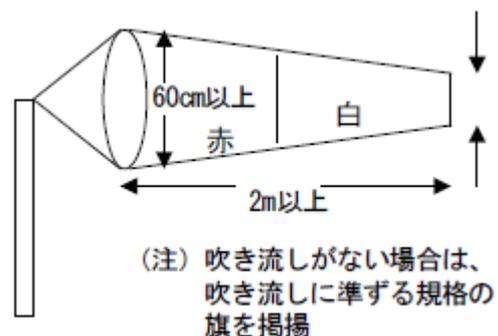
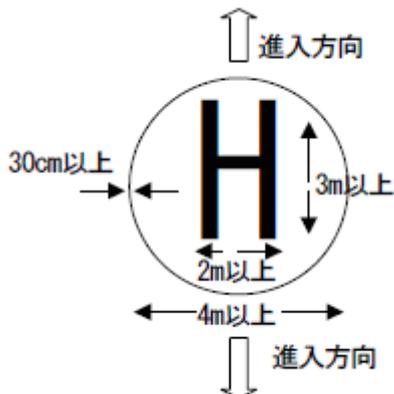


(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準の⊕記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準

(イ) 吹き流しの基準



石灰等で標示、積雪時は墨汁、
絵の具等で明瞭に表示。

- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

第12節 避難誘導等

1 基本方針

災害により火災、危険物の漏えい、地すべり、山崩れ及び崖くずれ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施及び基準

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第60条及び第61条の2）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、珠洲市地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、市長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

エ 市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第61条の2）

市長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条）

前記(1)の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(4) 水防管理者（市長、水防事務組合長）（水防法第29条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1)から(4)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

(7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的にわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 避難指示の時期

市長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(3) 住民への周知

市長は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動

の喚起に努める。

さらに、市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずからの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

4 高齢者等避難の発令

市長は、災害避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、市は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記2及び3を準用する。

5 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1)の市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

6 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

7 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は集落単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

8 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設が必要となった場合は、珠洲市地域防災計画及び珠洲市避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。

災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

(2) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

(3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

(4) 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(5) 避難所の運営

- 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、

ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(6) 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(7) 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(9) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(12) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(13) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペッ

トの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

9 広域避難対策

(1) 市

ア 市の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は市が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

(2) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

10 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

11 避難所外避難者対策

市は、町会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第13節 要配慮者の安全確保

1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 二次避難支援の実施

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じて、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

市は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

市は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第14節 災害医療及び救急医療

1 基本方針

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 情報収集・提供

(1) 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。

(2) 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、能登北部医師会及び珠洲市総合病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

(2) 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(3) 災害拠点病院

ア 珠洲市総合病院は、市から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (エ) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

4 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

- (1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。
- (2) 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

6 重症患者等の搬送体制

- (1) 搬送者及び搬送先の選定
搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。
- (2) 搬送の実施
ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市が対応する。
イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。
ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第8節 消防防災ヘリコプターの活用」及び「第11節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

- (1) 医療施設・救護所
医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、市災害対策本部に調達を要請する。
- (2) 市災害対策本部
ア 医薬品等
医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。
イ 輸血用血液
医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

8 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整等、透析医療の確保に努める。

第15節 健康管理活動

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

(1) 市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

(2) 県は、市が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。
被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

(1) 市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

(2) 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、市が行う健康管理活動を支援する。

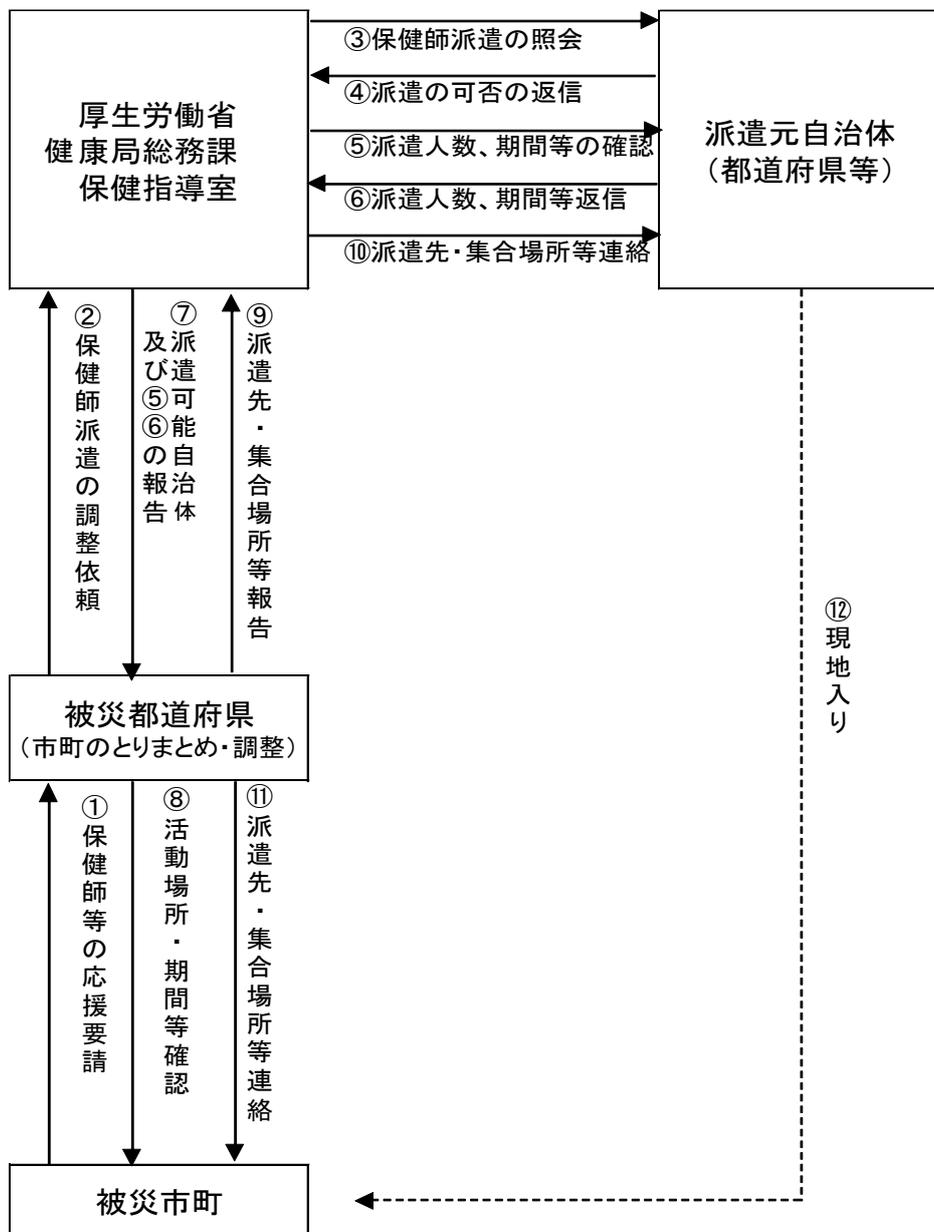
4 健康管理活動

(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。

(2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

(3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



第16節 救助・救急活動

1 基本方針

災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車両事故、船舶の海難等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため市、県及び防災関係機関は、相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。また、必要に応じ、国や県等の各機関へ応援を要請する。

2 実施体制

(1) 市民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、県及び市から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第10節「消防活動」6による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第14節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第17節 水防活動

1 基本方針

市及び防災関係機関は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

2 監視、警戒活動

豪雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発表されたとき、若しくは高潮・高波により指定海岸に水防警報が発表されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「珠洲市水防計画」の定めにより行う。

3 応急復旧

水防計画等に基づき、市等の水防管理者が行う巡視により水害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に、通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第18節 災害救助法の適用

1 基本方針

市長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。

なお、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号一令別表第1）。
- (2) 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき（令第1条第1項第2号一令別表第2、第3）。
- (3) 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当市の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき（令第1条第1項第3号前段）。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（令第1条第1項第3号後段）。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）。
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

（注）住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

 - 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
 - 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
 - 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

適用基準

市町の人口	A 当該市町の住家 減失世帯数	B 県区域内の住家 減失世帯総数 1,500世帯以上 の場合	(参考) 人口対象市町 平成27年10月1日 国勢調査人口
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	珠洲市、川北町、宝達志水町、穴水町
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯	輪島市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、能登町
30,000人以上 50,000人未満	60世帯	30世帯	能美市、かほく市、津幡町
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯	加賀市、七尾市、野々市市
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	50世帯	小松市、白山市
300,000人以上	150世帯	75世帯	金沢市

(注) 市町の人口は、直近の国勢調査による。

3 適用手続

- (1) 市長は、市内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。

但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令第3条第2項)

5 災害救助法に基づく救助の実施

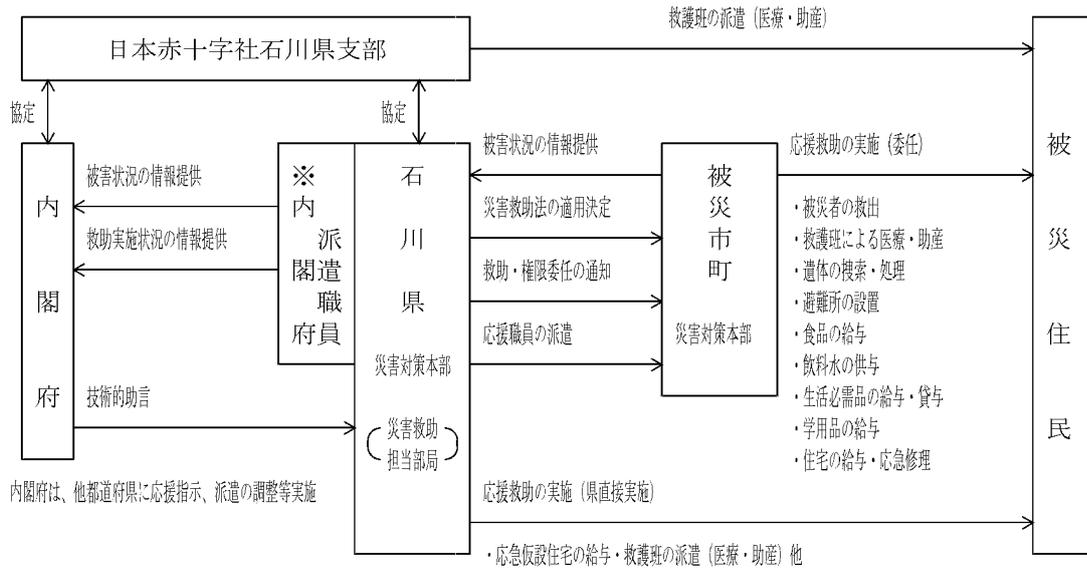
- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。
この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)

6 災害救助法が適用されない場合の救助

市及び消防機関は、相互に連携し、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

また、住民、消防団、自主防災組織及び事業所等に対して救助活動の協力を呼びかかる。

災害発生からの応急救助までのフロー



※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

珠洲市地域防災計画（資料編）第9編「3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおりである。

第19節 災害警備及び交通規制

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、警察及び海上保安署は、市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

(1) 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	地震情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	地震災害により県内に相当の被害発生が予想される時。
非常警備体制	地震災害で大きな被害の発生が予測される時、又は発生したとき。

(2) 警備本部

ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要の規模の警備本部等を設置する。

イ 海上保安署

災害が発生したとき、又は発生が予想される時は、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

(4) 災害警備対策

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ 現場措置等

(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。
(ウ) 避難等の措置	a 市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安署の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
(エ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安署は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一扫に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
(オ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市長に引き渡す。
(カ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安署のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安署に手配する。
(キ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関		交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	県
	県道	県
	市道	市
	臨港道路	県
	漁港道路	県又は市
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき

道路管理者と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

なお、道路管理者等は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- c 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）の定める様式により標示を行う。
- d 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(イ) 警察（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、（一社）石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

a 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

b 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

c 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

d 通行禁止区域等の措置

(a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(c) 警察（公安委員会）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(ウ) 自衛官及び消防吏員の措置

前号「d 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(ア) 規制標識

a 道路法（昭和27年法律第180号）第45条（公安委員会の交通規制）によるもの

b 道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの

c 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る表示の様式等）第1項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止又は制限の対象
- b 区間又は区域
- c 期間
- d 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輛の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章

(ア) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第39条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

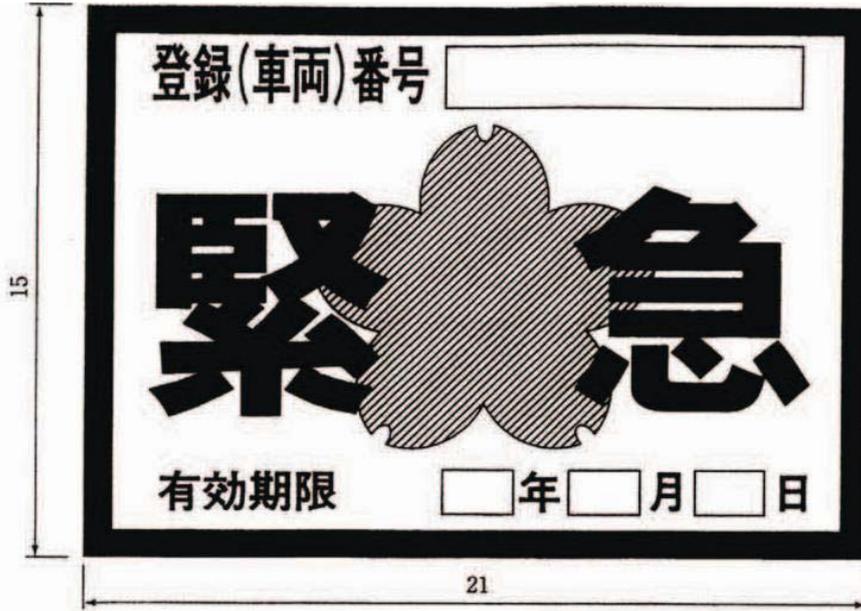
緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

特に地震災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足を生じ、物資の緊急輸送が必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県災害対策本部と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

本様式・・・全部改正[平成7年8月総令39号]、旧様式2・・・一部改正し繰下[平成8年1月総令1号]

カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

海上保安署は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬

1 基本方針

災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の捜索

市は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安署及び消防の協力を得て実施する。

また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

市は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市長に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和36年海上保安庁達第24号）又は、海上保安庁死体取扱規則（平成25年保警刑145号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

市から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、市における遺体の数、市の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、関係市町に対し迅速的確な連絡を行う。また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

(2) 火葬許可証の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市長と緊密に連携し、県、市の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 海上保安署の措置

(1) 災害により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により捜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第21節 ライフライン施設の応急対策

1 基本方針

電力施設、通信施設、ガス施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

2 電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

(1) 災害対策本部及び支部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。

また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

(3) 電気の保安

災害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予備措置を講ずる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、住民に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 市、県及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる個所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。

また、応急工事終了後、通電再開当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認の上行う。

(7) 応援協力体制

自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要員の応援等協力を求める。

(8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。

3 通信施設

西日本電信電話株式会社は、次の措置を講ずる。

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。

また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

(3) 広報活動

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- 臨時回線の作成
- 中継順路の変更
- 規制等による疎通確保
- 特設公衆電話の設置
- その他必要な措置

(5) 応急復旧

西日本電信電話株式会社関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、西日本電信電話株式会社等が定める防災業務計画の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な災害が発生した場合は、全国的又は北陸地域全体的規模による動員、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合、西日本電信電話株式会社関係事業所は、通信の途絶解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により復旧を図る。

(ア) 第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
(イ) 第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第一順位以外の国又は地方公共団体
(ウ) 第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(6) その他、上記以外の事項については、西日本電信電話株式会社等が定める防災業務計画の定めによる。

4 簡易ガス施設

簡易ガス施設（以下「ガス施設」という。）に被害が生じた場合は、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するために、速やかに応急措置を行う。

5 水道施設

企業管理者は、災害発生に際し当該供給施設を防護し、被災地に対する飲料水の確保のために、当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全、又は災害応急復旧を実施する。

(1) 応急対策方法

水道工事指定業者を災害発生と同時に専従させる。又次により対策を実施する。

ア 浸水等防止措置

送・配水管の破損等による漏水のため、浸水、土砂崩壊等が発生した住家、施設等に被害を及ぼす恐れがある場合は、火災の発生状況を勘案し送水を停止する等必要な措置をとる。

イ 資機材及び車両の確保

水道復旧に必要な資機材の数量の確認及び車両の確保を図り、調達を必要とする資機材については、生産者等の在庫量等を把握し、緊急確保する。被害が甚大で確保困難な場合は、県に応援を要請する。

ウ 応急復旧

漏水配管、浄水設備の応急修理を実施するほか、被害が甚大な場合は路上配管等の仮設管を布設し共同栓を設け断水区域への給水を行う。

6 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講じる。

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の確保

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

第2.2節 公共土木施設等の応急対策

1 基本方針

道路、河川、海岸、漁港、放送施設等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者等又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等による協力を得て応急工事を施工する。また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。（本章第2.6節「障害物の除去」参照）

3 河川、海岸、漁港等施設

(1) 応急措置

市及び海上保安署等は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。また、水防計画等に基づき、市等の水防管理者は、施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

漁港等施設の管理者及び海上保安署等は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

ア 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

イ 緊急海上輸送の支援

ウ 水防上危険であると思われる個所の水防活動の実施

4 放送施設

(1) 応急措置

テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 公園、緑地施設

公園管理者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

6 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

7 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第23節 給水活動

1 基本方針

災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策本部の設置、運営

市（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として給水対策本部を設置し、県及び（公社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

- ア 動員計画に基づき作業員や技術者を速やかに動員配置する。
- イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。
- ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

(1) 市（水道事業者）

- ア 給水の拠点
飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ 応急給水目標の日安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3ℓ/人・日	おおむね 1km	備蓄飲料水、タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20ℓ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日まで (更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100ℓ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約 250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

ウ 市が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。なお、要請に際しては、市が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

- 給水に必要とする人員数
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の備蓄飲料水、応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分等市の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、市（水道事業者）は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 市（水道事業者）

ア 住民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

(ア) 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

(イ) 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

イ 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

ウ 市が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあっせん
の要請を行う。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

エ 被災箇所
の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第24節 食料の供給

1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

(1) 市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

(2) 県は、被災住民に給与する食料及び市の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。

イ 受託事業者への引渡し指示

農林水産省政策統括官は、県及び市から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先

連絡先	TEL	FAX
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391

(2) 県の備蓄食料の提供

県は、市から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。

(3) おにぎり・パン等の供給

県は、市から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

4 副食及び調味料の確保

(1) 市はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

(3) 県は、市から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。

また、県は、市の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。

5 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第25節 生活必需品の供給

1 基本方針

市は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

市自らが対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 県は、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

(2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 救援物資の受け入れ場所は、珠洲健民体育館とし、用途別に仕分けをして各地区へ搬送する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置個所数を決定する。

(2) 市及び県は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

(4) 市及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第26節 障害物の除去

1 基本方針

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

2 実施体制

(1) 道路、河川、漁港等の管理者

市の協力を得て、障害物を除去する。

(2) 市長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施を止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

6 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

(1) 湛水排除

市の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は市の指定する場所まで搬出し、集積土砂は市が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

7 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

8 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

第27節 輸送手段の確保

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

- (1) 緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。
- (2) 運送事業者である指定公共機関等は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該輸送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。なお、運送事業者である指定公共機関等は、輸送の要請等に対応できるように、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1) 陸路輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

(2) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

(3) 航空輸送

知事は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。

(4) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

5 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第28節 こころのケア活動

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

- (1) 市は県と連携して、適所に精神保健医療活動拠点を設置する。
- (2) 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市は円滑に実施できるよう協力する。

3 精神保健医療班の編成

(1) 精神保健班の編成

市は、必要があると認めた時は、県及び保健所の協力を得て精神保健医療班（精神科医・保険師・精神保健福祉士）を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。

(2) 精神保健医療班は、積極的に避難所等を訪問し、被害者の心のケア活動を行う。

ア 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、保育士と協力して、精神的相談や遊びなどを通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

イ 被災高齢者に対する精神相談の実施

高齢者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等の影響が大きいことから、地域の中での助け合いのある支援体制の整備及び強化を図る。

第29節 防疫、保健衛生活動

1 基本方針

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

(1) 市

ア 市は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ 市は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ 市は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ 市は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

オ 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

(2) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。また、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

4 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市

防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 感染症患者発生時の対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症患者の発生時は、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。また、避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

第30節 ボランティア活動の支援

1 基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害対策ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したときは、県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う、災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。

(2) ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたときは、市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、市と県、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、市及び県、日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況、被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティ

ア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応じる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として市長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 市の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

県は、市からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整を行う。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

3 被災地の状況把握

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。県は、これらの情報を国に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車両により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 災害時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に石川県災害廃棄物処理指針を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量 1.34 ㍑/人日

①避難所からのし尿の発生量+②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿発生量+③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量=要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 1,012 g / 人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.54 トン / 棟

①避難所からのごみの発生量+②住民の在宅している世帯からのごみの発生量+③通常時の粗大ごみの発生量+④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量=要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.41 トン / m²

火事残渣がれき発生量 60 トン / 棟

①解体建築物のがれきの発生量+②火事残渣のがれきの発生量=要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが大量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがいれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで生活ごみを搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

第32節 住宅の応急対策

1 基本方針

市等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、また被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(4) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第12節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間(親戚等を含む。)の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舍の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設 (民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)する。
	住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。
2 資金融資		(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅建設補修資金)して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県(委託したときは市)が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県又は市が除去する。	

(注)

- ①対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ②「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- ③「住宅の修繕」のうち、2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

第33節 文教対策

1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。

- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。

(2) 登下校時の安全確保

情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

7 授業料の免除及び育英資金

(1) 被災生徒の授業料免除

授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。

(2) 被災生徒の育英資金の貸与

被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

8 給食措置

(1) 児童生徒の対策

市等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況を応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

市は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

9 保健衛生

県教育委員会及び市教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章第29節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部局の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

10 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

12 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

その際、県教育委員会、市又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

第34節 木材流出防止対策

1 基本方針

災害時における木材の流出による被害が甚大であることから、木材所有者、荷役業者（取扱い業者）及び施設管理者は、流出防止のための緊縛等を実施し、木材流出に伴う被害を最小限にとどめる。

2 河川及び港湾沿岸の占用地域内の措置

河川及び港湾沿岸の占用地域等に、木材所有者又は取扱い業者がけい留する木材については、当該水面管理者の指示のもとに、流出防止のための緊縛及び取綱を強化し、関係団体等の代表者が厳重に警戒を行う。

3 占用水面以外の河川及び港内の措置

占用水面以外の河川及び港内水面に仮設置中の木材は、当該水面管理者の指示のもとに、荷役業者（取扱い業者）及び木材所有者として貯木場、土場等に収容する等木材の流出防止に万全の措置を講じ、関係団体等の代表者が厳重に警戒する。

4 公共管理者が管理する貯木場内の措置

公共管理者が管理する貯木場については、利用者に対して筏を整理し、緊縛し、ロープ及びワイヤー等で取綱を強化するなど筏の混乱、流散を防止する措置を要請するとともに、入口には網場を厳重に張り廻して外海との遮断を行う。

5 民間業者の所有する貯木場内の措置

民間業者の所有する貯木場については、所有者自身の責任において3に準じて木材の流出防止についての万全の措置を講ずる。

第35節 農林水産物災害応急対策

1 基本方針

市は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

2 農作物関係

(1) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、県は、被災地市長の要請に基づき、市、農業協同組合等に対し被災地向け改植用苗の補給を依頼するとともに、必要に応じて隣接県から改植用苗のあっせんを依頼する等、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される水稻の病虫害防除の対策は、次による。

ア 防除の指示及び実施

県は、災害による病虫害の防除対策を検討の上、市に対し具体的な防除の実施を指示する。

市は県の指示により、市防除対策委員会の定める計画に基づき、病虫害防除班に防除を実施させる。

イ 防除の指導

県は、特に必要があると認めるときは、病虫害防除指導班を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 農薬の確保

県は、災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、全国農業協同組合連合会石川県本部及び農薬従事者に対して、手持農薬の被災地向けの緊急供給を依頼し、また、必要ある場合においては県内農薬製造業者に対し、必要量の緊急生産の要請を行う。

エ 防除器具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進する必要があるときは、防除器具を確保する。市は、管内の防除器具を整備し、把握し、必要に応じて、緊急防除の実施に際して集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会等の協力を得て、家畜防疫班、家畜診療班、消毒班を組織し、次の必要な防疫を実施する。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の化製場若しくは死亡獣畜取扱場において、焼却又は埋却する。

イ 被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、防疫班を被災地に派遣し、必要な措置を実施する。

ウ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜防疫班及び消毒班を現地に派遣し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

エ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、市長の要請により、家畜診療班を被災地に派遣し、災害等による疾病の診療に当たる。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、市は、必要があるときは避難所の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画しておく。

(3) 飼料の確保

県は、災害等により飼料の確保が困難となったときは、市の要請に基づき、国に備蓄飼料穀物の放出を要請するほか、飼料業者に対し、必要数量の確保及び供給について、あつせんを行う。

4 林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。

(2) 県は、台風等による立木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して、病虫害発生の予防措置をとるよう、市を通じて関係者に徹底を図る。

第3章 復旧・復興計画

第1節 公共施設災害の復旧

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道施設災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、県、市等は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 暴力団排除活動の徹底

警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

(7) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

市において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

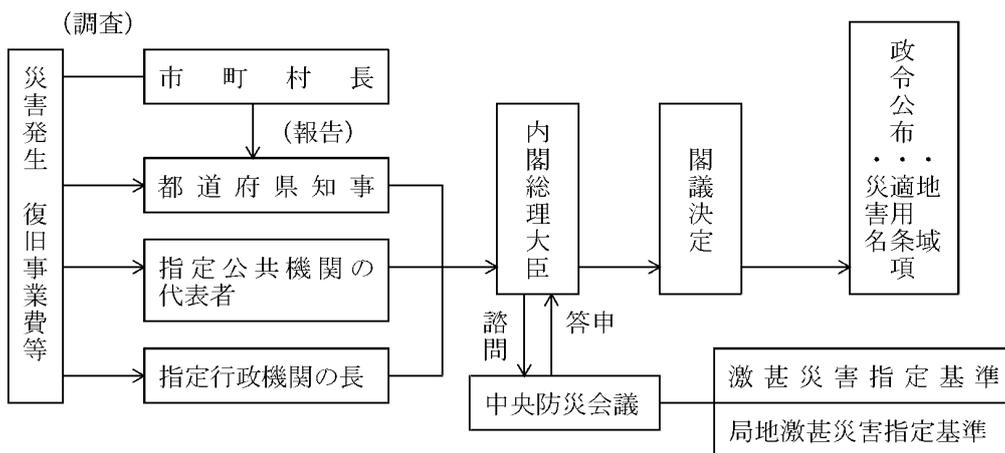
災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

（激甚災害指定基準等は、本編巻末の参考資料を参照）

《激甚災害の指定手順》



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

（激甚法第8条）

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）

キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例

（激甚法第12条）

イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償

還期間等の特例

（激甚法第13条）

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）

エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）

オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例

（激甚法第25条）

第3節 災害復旧資金

1 基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

2 県の措置

- (1) 災害復旧に必要な資金需要額を把握する。
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期す。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

3 北陸財務局の措置

- (1) 関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。
- (2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。

4 日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第4節 被災者への支援

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。（各制度の詳細は、本編巻末の参考資料を参照）

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あつせんを行う。また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する(株)日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あつせんを行う。

3 住宅金融支援機構資金のあつせん

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあつせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

6 災害援護資金の貸付

市は、市条例に定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

7 災害弔慰金の支給

市は、市条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市の住民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

8 災害障害見舞金の支給

市は、市条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

9 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

10 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1 基本方針

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、県、市及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 住宅再建に対する相談については、県、市及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (3) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。

- (1) 市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。
- (2) 県は、市から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。

また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、罹災証明について、住民への周知徹底に努める。

6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門学校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

県及び市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

(1) 市等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第6節 災害義援金及び義援物資の配分

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、
确实、迅速に配分を行う。

2 義援物資の募集

市又は県は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。また、市
は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効
率的に届く体制とする。

なお、県に寄附の申し出があった義援物資については、健康福祉部が受け入れ窓口となり、
必要な物資が迅速に届くよう市への仲介を行うものとする。

3 義援金及び義援物資の受付

市に寄託された義援金及び義援物資の受付については、市災害対策本部で決定し、庁舎正面
に掲示する。

4 義援金の配分

市等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に
努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体
の協力を得て、被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

7 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・
配分に関するマニュアル作成に努める。

第7節 復興計画

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、県との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (3) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (5) 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (6) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

第4章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、珠洲市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県における通信連絡設備の整備

ア 県と市、防災関係機関の間を結ぶ衛星系及び地上系防災行政無線施設

イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

- (1) 県は、複合災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、市からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

市は、国や県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は、市に避難先等の情報を示す。
- (3) 市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、管内の警察署や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

5 緊急時医療措置

県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、珠洲市地域防災計画の各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。